

おおいた高齡者安心すまいプラン

(大分県高齡者居住安定確保計画)



素案

令和6年3月

大分県

目 次

第1章 おおいた高齢者安心すまいプラン <small>(大分県高齢者居住安定確保計画)</small> について・・・	1
1 計画策定の背景と目的	1
2 計画の位置づけ	2
3 計画期間	3
第2章 本県の高齢者と高齢者の住まいの状況	4
1 本県の概況	4
2 主な課題	19
第3章 高齢者の居住の安定確保のための目標	21
第4章 目標を達成するための施策・取り組み	24
1 施策体系	24
2 具体的施策・取り組み	25
第5章 計画の実現に向けて	32
1 計画の推進体制	32
2 計画の推進に関する会議等	32

第1章 おおいた高齢者安心すまいプラン（大分県高齢者居住安定確保計画）について

1 計画策定の背景と目的

住まいは生活基盤の柱であり、少子高齢化が急速に進む中、高齢者が地域で安心して暮らしていくためには、身体状況に応じたバリアフリー化された住まいの確保と必要なサービスの提供が重要です。

「高齢者の居住の安定確保に関する法律（以下、「高齢者住まい法」という。）」（平成13年法律第26号）が平成21年に改正され、国が定める基本方針に基づき、都道府県が高齢者の居住の安定の確保に関する計画を定めることができるようになったことを受け、県では、平成24年度に計画期間を平成25年度から令和2年度までの8箇年とする「大分県高齢者居住安定確保計画」を策定し、令和2年度に第1回改定を行いました。

この計画では、大分県における「高齢者に対する賃貸住宅及び老人ホームの供給の目標」「供給の目標を達成するのに必要な事項」「その他高齢者の居住の安定の確保に関し必要な事項」を定め、住宅と福祉の両面から高齢者の住まいの安定確保に努めてきました。

本県の高齢化率は令和4年度推計で33.9%と、県民のほぼ3人に1人が65才以上の高齢者となっています。今後もさらに高齢化が進展し、いわゆる団塊の世代が全て75歳以上の後期高齢者となる令和7年には、高齢化率は34%、後期高齢化率も20%になると予測され、少子高齢化の進展に加え、世帯構造の変化などもあり、今後、高齢単身・夫婦のみ世帯の増加とともに、要介護（要支援）高齢者の増加という状況にも直面しており、高齢者に配慮された住宅の確保や高齢者の在宅生活を支えるサービスの充実などへの取り組みが求められています。

国土交通省では、平成29年に「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（以下、「住宅セーフティネット法」という。）」の一部を改正し、高齢者等の、賃貸住宅への円滑な入居を支援する体制の強化を図っています。大分県においても、住宅セーフティネット法に基づいて、令和元年度に「大分県賃貸住宅供給促進計画」を策定し、要配慮者の居住の安定を確保する体制整備に取り組んでいます。また、公営住宅においては、令和2年度に県と市町村が、供用戸数・入居・整備・管理において協働でマネジメントする「大分県公営住宅マスタープラン2020」を策定しました。さらに本年度は、第9期の「おおいた高齢者いきいきプラン」（老人福祉計画＋介護保険事業支援計画）が策定されます。

以上のような背景を踏まえ、本県の住宅政策の基本となる「大分県住生活基本計画」、「大分県賃貸住宅供給促進計画」及び「公営住宅マスタープラン2020」との整合を図ると共に、「おおいた高齢者いきいきプラン」との調和を図りつつ、今後も住宅部局と福祉部局が連携し、高齢者の住まいに係る施策を一層推進していくため、現行の「おおいた高齢者安心すまいプラン（大分県高齢者居住安定確保計画）」の見直しを行います。

2 計画の位置づけ

① 高齢者住まい法第四条に基づく法定計画

本計画は、高齢者住まい法第4条に基づく「都道府県高齢者居住安定確保計画」として策定するもので「高齢者に対する賃貸住宅及び老人ホームの供給の目標」「供給の目標を達成するのに必要な事項」「その他高齢者の居住の安定の確保に関し必要な事項」を定めます。

② 住宅部局と福祉部局が一体で策定する基本的な計画

本計画は、住宅部局と福祉部局が連携して、高齢者の住まいに関する状況の把握、課題の整理及び目標の設定を行い、目標を達成するための施策等を位置づけます。

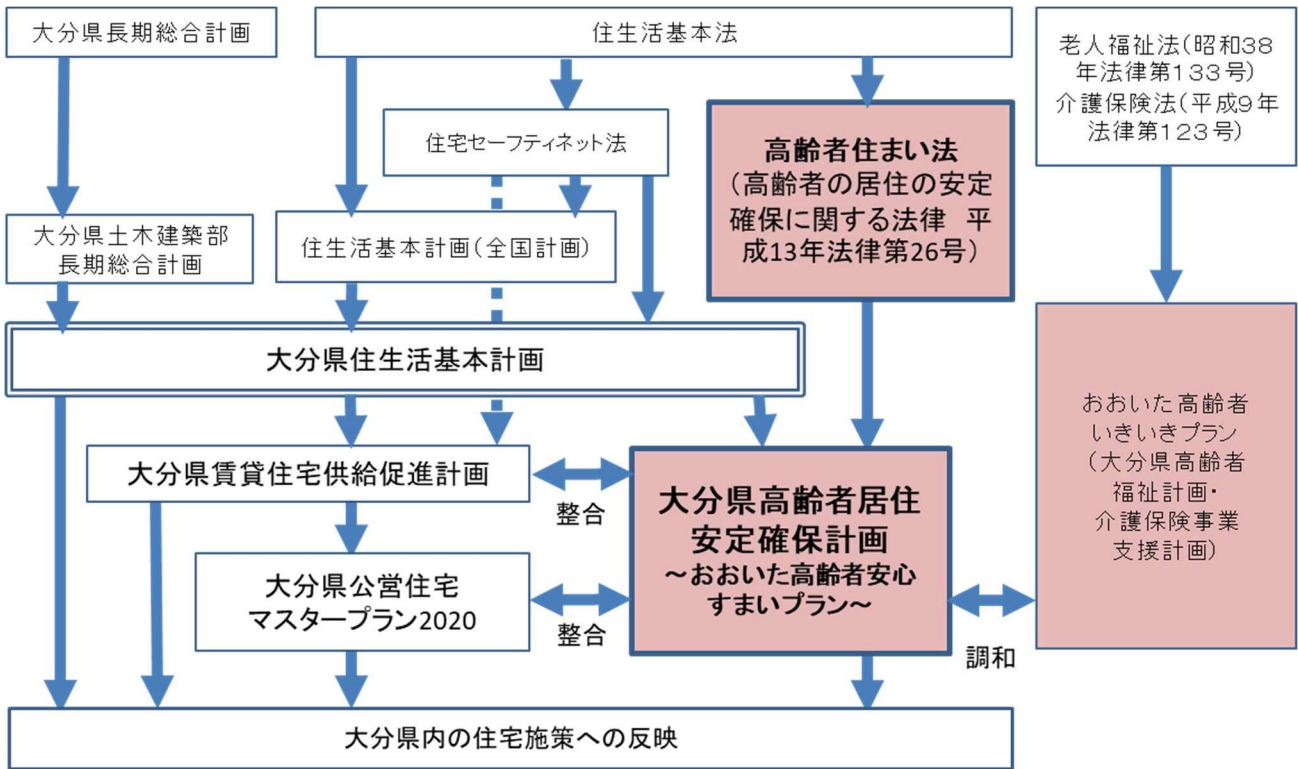
③ 県政全般に関する法定計画等と整合する計画

県施策の最上位の計画である「安心・活力・発展プラン 2015～2020 改訂版～」を受け、大分県住生活基本計画で定められた目標や施策のうち、基本目標1「県民の暮らしの安心を支える住宅・住環境の形成」のなかで、施策2「健康寿命日本一を支える住まい・住環境の整備」、施策3「住宅確保要配慮者が安心して住まいを確保できる環境の整備」を掲げ、また、基本目標2「次世代へつなぐ良質な住宅の形成と住宅市場の活性化」のなかで、施策1「適切な住宅を選択・取得できる住宅市場の活性化」、施策2「安全で快適に住み続けるための住まいの維持と質の向上」を掲げ、高齢者が地域で住み続けられる環境の整備や高齢者に対する適切な住宅の確保等について具体化するものを位置づけています。

一方、おおいた高齢者いきいきプラン（大分県高齢者福祉計画・介護保険事業支援計画）〈第9期〉では、第3章「地域で安心して暮らせる基盤づくりの推進」のなかで、第3の「良質な高齢者向け住まいの確保」を掲げ、高齢者向け住宅等の確保、養護老人ホーム等生活支援居住施設の整備等を位置づけています。

本計画はこれらの計画と調和を図るものとし、高齢者が身体状況等に応じて安全に安心して暮らせる住まいの実現を進めるものです。

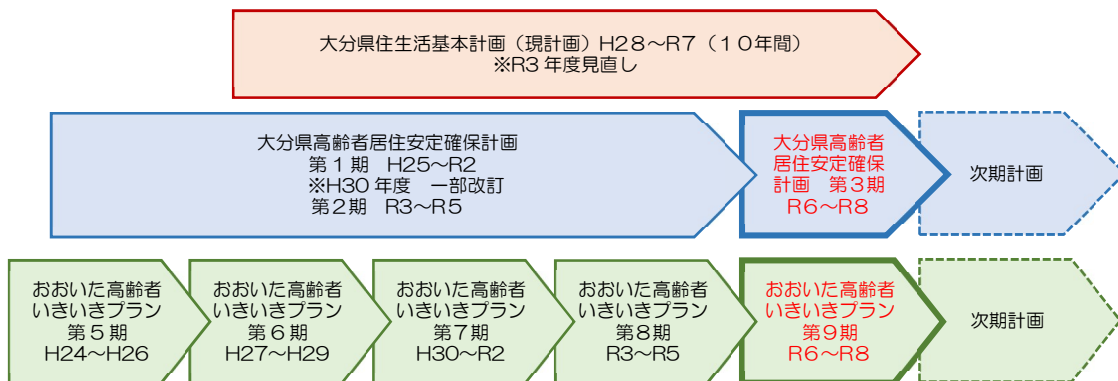
<計画の位置づけ>



3 計画期間

本計画は、大分県住生活基本計画や国の施策を踏まえた中長期的な施策を位置づけられるよう令和6年度から令和8年度までの3箇年を計画期間として策定しています。

今後は、高齢者の居住の安定確保に向けた取組の推進状況を踏まえ、3年後に見直しを行う予定です。



第2章 本県の高齢者と高齢者の住まいの状況

1 本県の概況

(1) 高齢化の状況

① 総人口・世帯数・世帯人員の推移

令和7年の総人口は、ピーク時の昭和60年に比べ、約13%の減少、さらに令和12年は、約16%の減少が見込まれています。

また、増加し続けた世帯数においても今後は減少が見込まれ、世帯数人員についてもさらに減少していくことが見込まれています。また、令和2年の市町村別人口は対平成27年比で全ての市町村で減少し、世帯数においても大分市、中津市、豊後高田市、日出町以外は減少しています。

図1 総人口・世帯数・世帯人員の推移（大分県）

出典：（～R2）国勢調査 （R2～R12）国立社会保障・人口問題研究所

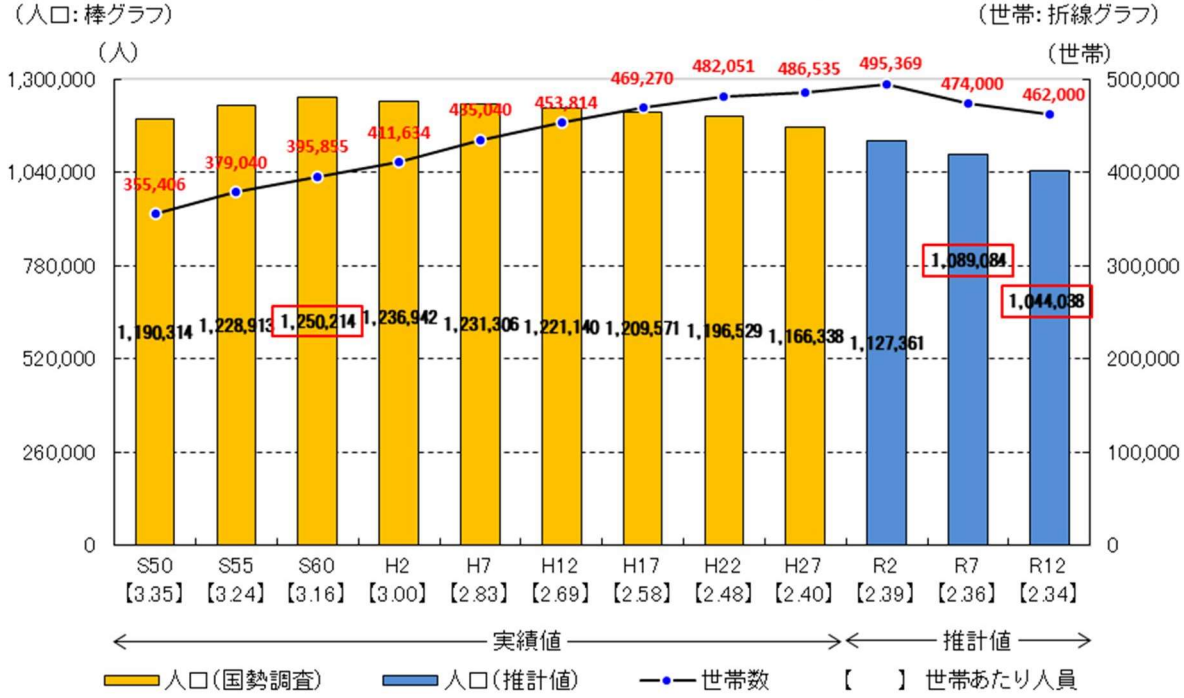


表1 市町村別総人口・世帯数・世帯人員の推移（大分県）

出典：（～R2）国勢調査

（単位：人、世帯、％）

	人口			世帯数		
	平成27年	令和2年	増減率(%)	平成27年	令和2年	増減率(%)
大分県	1,166,338	1,123,852	-3.6	486,535	489,249	0.6
大分市	478,146	475,614	-0.5	203,515	209,539	3.0
別府市	122,138	115,321	-5.6	55,624	54,336	-2.3
中津市	83,965	82,863	-1.3	35,785	37,571	5.0
日田市	66,523	62,657	-5.8	25,238	25,139	-0.4
佐伯市	72,211	66,851	-7.4	29,574	28,716	-2.9
臼杵市	38,748	36,158	-6.7	15,077	14,749	-2.2
津久見市	17,969	16,100	-10.4	7,518	6,995	-7.0
竹田市	22,332	20,332	-9.0	9,100	8,699	-4.4
豊後高田市	22,853	22,112	-3.2	9,572	9,584	0.1
杵築市	30,185	27,999	-7.2	12,084	12,028	-0.5
宇佐市	56,258	52,771	-6.2	22,524	21,984	-2.4
豊後大野市	36,584	33,695	-7.9	14,326	13,780	-3.8
由布市	34,262	32,772	-4.3	13,291	13,175	-0.9
国東市	28,647	26,232	-8.4	12,112	11,913	-1.6
姫島村	1,991	1,725	-13.4	879	832	-5.3
日出町	28,058	27,723	-1.2	10,855	11,072	2.0
九重町	9,645	8,541	-11.4	3,473	3,329	-4.1
玖珠町	15,823	14,386	-9.1	5,988	5,808	-3.0

② 高齢者人口・高齢化率の推移

本県は、令和2年に高齢化率が約33%、令和7年には約34%（3人に1人が高齢者）になると見込まれます。

また、市町村別高齢者人口構成比は、令和2年の国勢調査によると姫島村の54.6%を最高に8市町村で40%を超えています。特に竹田市、豊後大野市、国東市、姫島村、九重町で75歳以上の人口比が高くなっています。

図2 高齢者人口・高齢化率の推移（大分県）

出典：（～R2）国勢調査 （R2～R12）国立社会保障・人口問題研究所

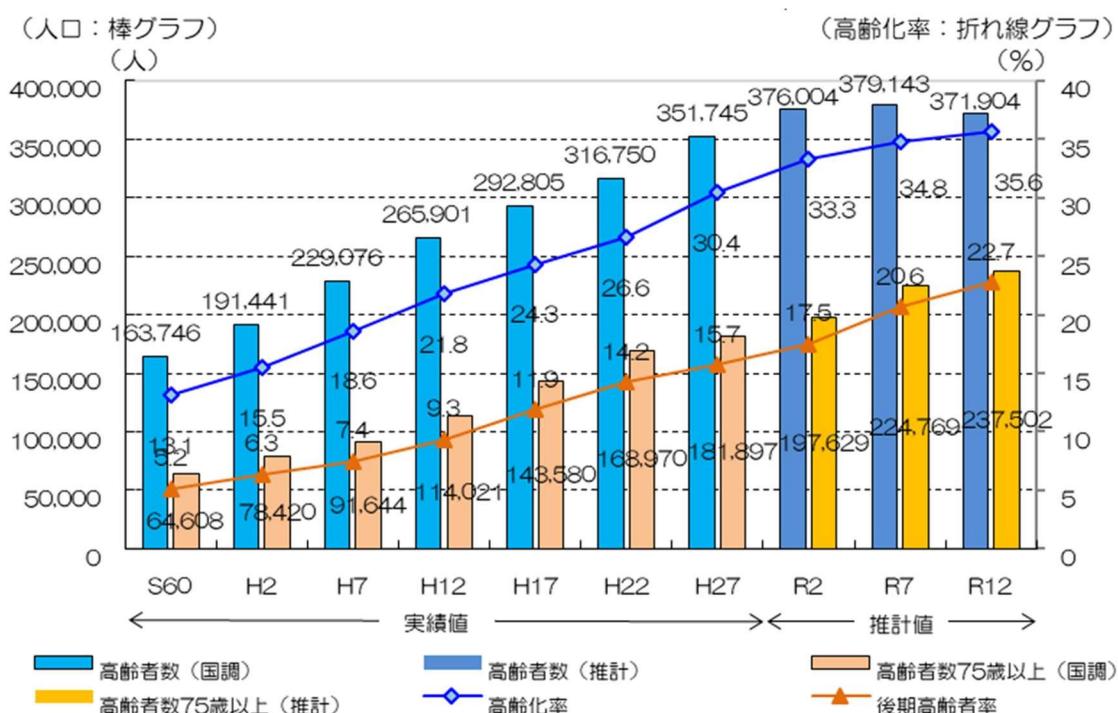


表2 65歳以上と75歳以上に細分化した高齢化の状況（大分県）

出典：（R2）国勢調査

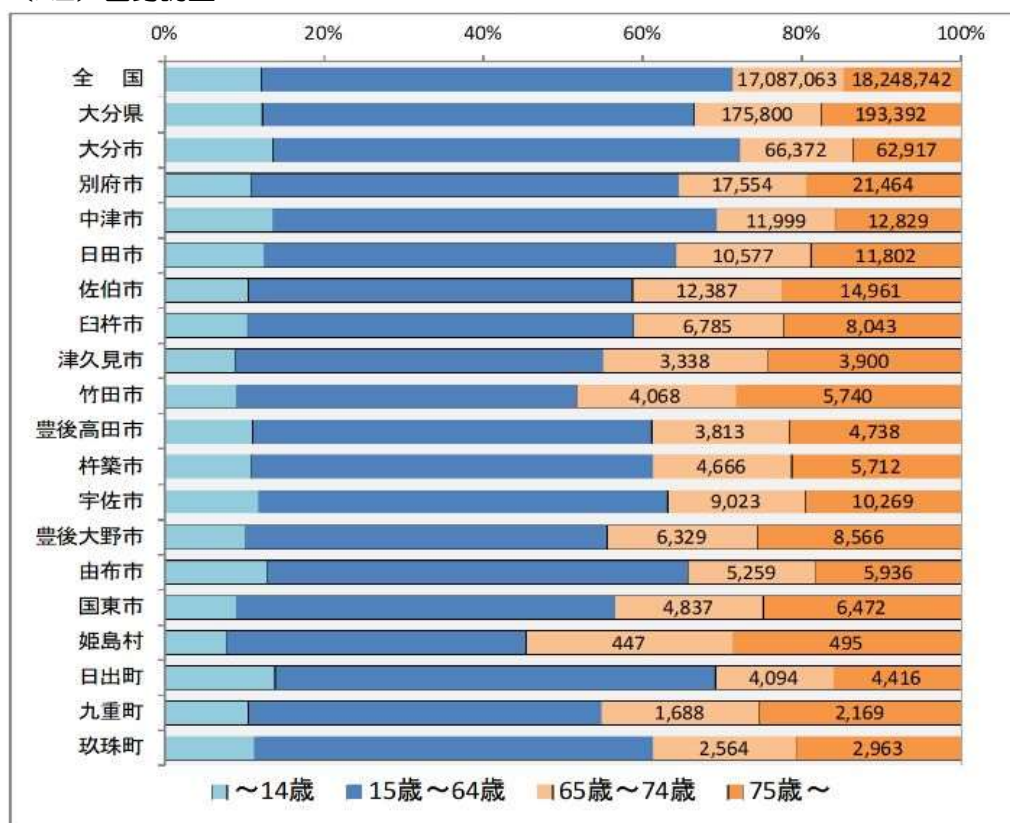
（単位：人、％）

	～14歳	15歳～64歳	65歳以上		高齢化率	後期 高齢化率	
			65歳～74歳	75歳～			
全 国	14,955,692	72,922,764	35,335,805	17,087,063	18,248,742	28.7%	14.8%
大分県	135,272	596,527	369,192	175,800	193,392	33.5%	17.6%
大分市	62,944	271,307	129,289	66,372	62,917	27.9%	13.6%
別府市	11,840	59,108	39,018	17,554	21,464	35.5%	19.5%
中津市	10,962	45,200	24,828	11,999	12,829	30.7%	15.8%
日田市	7,768	32,326	22,379	10,577	11,802	35.8%	18.9%
佐伯市	6,959	31,984	27,348	12,387	14,961	41.3%	22.6%
臼杵市	3,741	17,485	14,828	6,785	8,043	41.1%	22.3%
津久見市	1,420	7,430	7,238	3,338	3,900	45.0%	24.2%
竹田市	1,810	8,675	9,808	4,068	5,740	48.3%	28.3%
豊後高田市	2,432	11,010	8,551	3,813	4,738	38.9%	21.5%
杵築市	2,943	13,487	10,378	4,666	5,712	38.7%	21.3%
宇佐市	6,164	26,878	19,292	9,023	10,269	36.9%	19.6%
豊後大野市	3,364	15,270	14,895	6,329	8,566	44.4%	25.5%
由布市	4,161	17,206	11,195	5,259	5,936	34.4%	18.2%
国東市	2,325	12,383	11,309	4,837	6,472	43.5%	24.9%
姫島村	133	650	942	447	495	54.6%	28.7%
日出町	3,803	15,187	8,510	4,094	4,416	30.9%	16.1%
九重町	897	3,782	3,857	1,688	2,169	45.2%	25.4%
玖珠町	1,606	7,159	5,527	2,564	2,963	38.7%	20.7%

全国の高齢化率が28.7%であるのに対して、県内の8の市町村が40%を超えている。特に高齢化が進んでいる姫島村では、高齢化率が50%を大きく超えている。また、併せて後期高齢化率も高くなっている。

図3 65歳以上と75歳以上に細分化した高齢化の状況（大分県）

出典：（R2）国勢調査



年齢3区分別の人口及び構成比については、14歳以下の世代が今後も一層減少すると見込まれ、また、高齢者については、令和7年まで微増傾向にあるものの令和12年には人口減少の加速化により、減少に転ずると見込まれています。

図4 年齢3区分別人口の推移と将来予測（大分県）

出典：（～H27）国勢調査 （R2～R12）国立社会保障・人口問題研究所

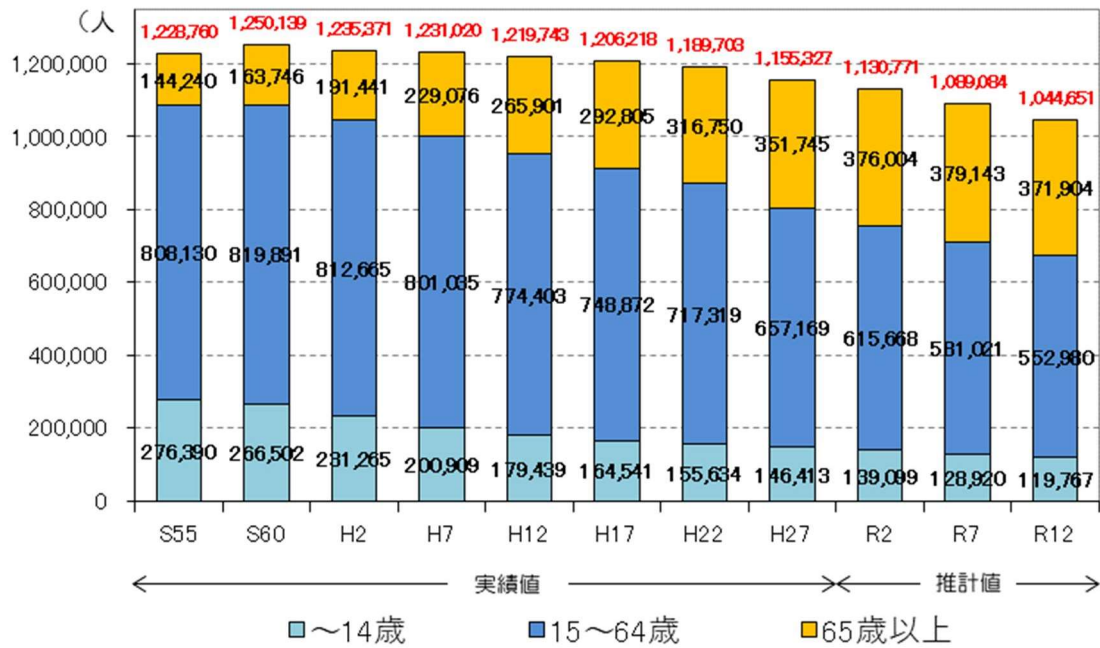
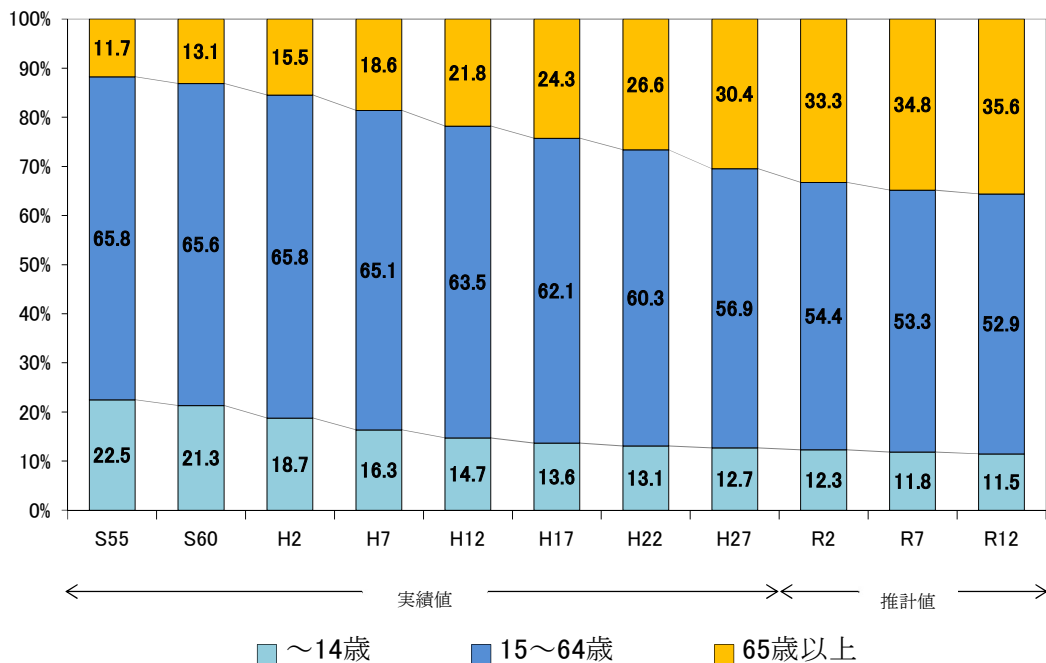


図5 年齢3区分別人口構成比の推移と将来予測（大分県）

出典：（～H27）国勢調査 （R2～R12）国立社会保障・人口問題研究所



③ 高齢者世帯の状況

平成12年と令和2年を比べると総世帯数は約1.1倍ですが、高齢単身世帯は約1.7倍、高齢夫婦世帯は約1.5倍となっています。特に、高齢単身世帯数と高齢夫婦世帯数の合計は市町村別では、13の市町村で30%を超え、津久見市、竹田市、姫島村では40%を超える状況になっています。

表3 高齢者のいる世帯の推移（大分県）

出典：（～R2）国勢調査

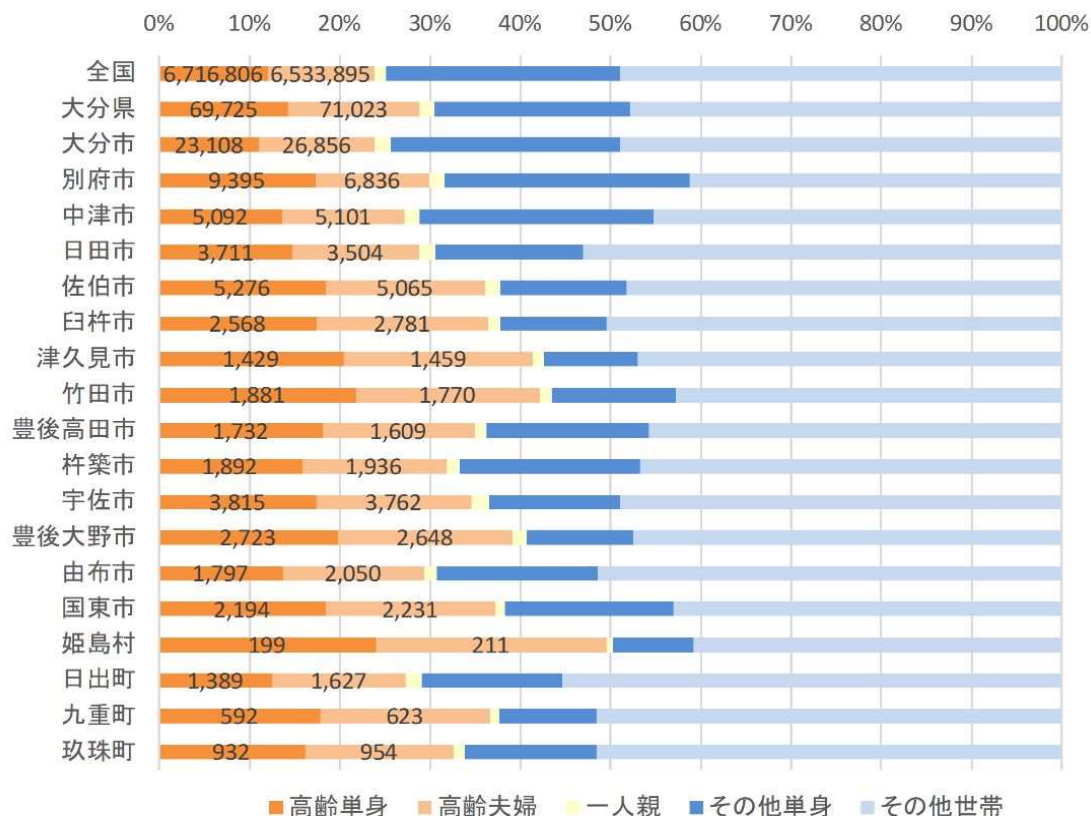
（単位：世帯数、%）

世帯区分	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	R2年	
A 総世帯数（一般世帯）	451,697	465,195	480,443	485,001	487,679	
B 高齢者のいる世帯 (B/A)	178,120 (39.4%)	192,023 (41.3%)	203,793 (42.4%)	221,043 (45.6%)	228,413 (46.8%)	
内訳	C 高齢単身世帯 (C/B)	40,324 (22.6%)	47,379 (24.7%)	53,384 (26.2%)	62,766 (28.4%)	69,725 (30.5%)
	D 高齢夫婦世帯 (D/B)	48,752 (27.4%)	55,037 (28.7%)	60,323 (29.6%)	67,175 (30.4%)	71,023 (31.1%)
	E 小計 (C+D) (E/B)	89,076 (50.0%)	102,416 (53.3%)	113,707 (55.8%)	129,941 (58.8%)	140,748 (61.6%)
	F 同居世帯 (F/B)	89,044 (50.0%)	89,607 (46.7%)	90,086 (44.2%)	91,102 (41.2%)	87,665 (38.4%)

（注）※高齢単身世帯とは、65歳以上の一人のみの一般世帯のことをいいます。
 ※高齢夫婦世帯とは、夫65歳以上、妻60歳以上の夫婦1組のみの一般世帯のことをいいます。

図6 市町村の高齢者世帯型別の世帯数とその割合（大分県）

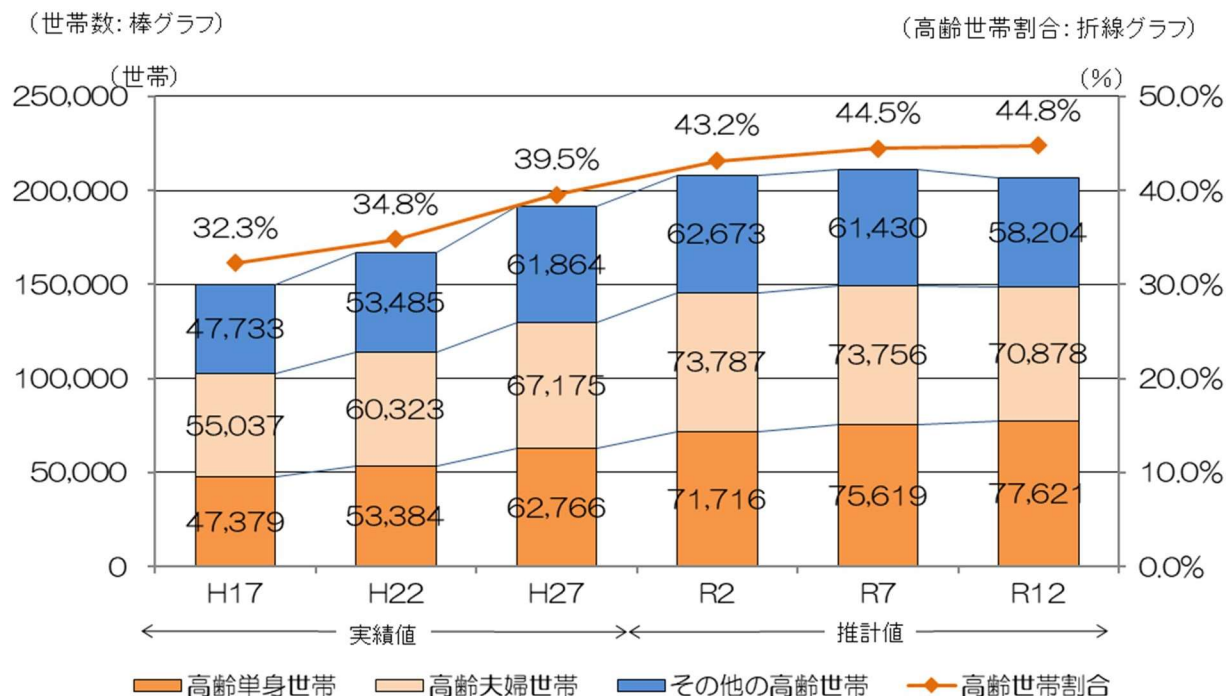
出典：（R2）国勢調査



平成27年には高齢世帯（世帯主が65歳以上の世帯）の割合は39.5%となっています。今後も増加し、特に高齢単身世帯の増加が予測されています。

図7 高齢者世帯数の推計（大分県）

出典：（～H27）国勢調査 （R2～R12）国立社会保障・人口問題研究所



※その他の高齢世帯は、高齢世帯から高齢単身世帯と高齢夫婦世帯を引いたもの

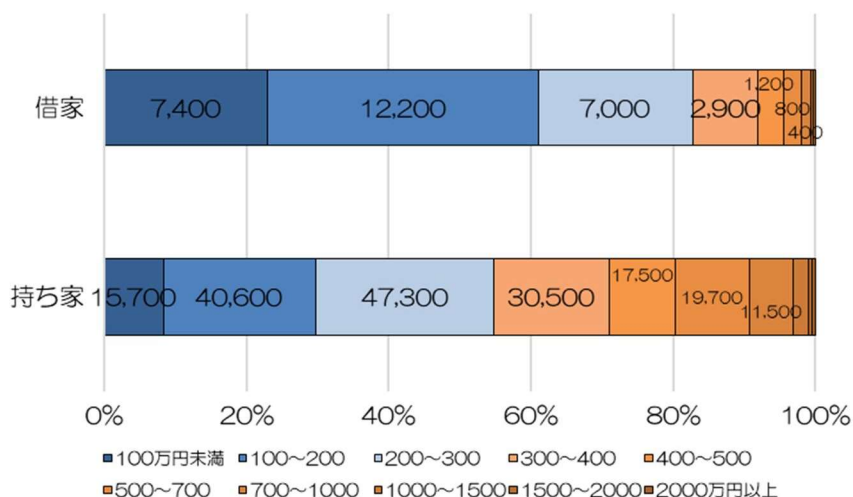
④ 高齢者世帯の年間収入

高齢者世帯における年間収入を、借家と持ち家で比較すると、借家で暮らす世帯では、年間300万円未満の割合が約82%と高くなっています。

高齢者世帯の年間収入とは、給料・賃金のほか、年金・恩給などの給付金などを含んだ、世帯全員の1年間の収入（税込み）の合計をいいます。

図8 高齢者世帯の年間収入（大分県）

出典：（H30）住宅・土地統計調査



(2) 高齢者の住まいの状況

① 高齢者世帯の住宅所有関係

平成30年の住宅・土地統計調査によると、高齢単身世帯の持ち家率約73.8%は、高齢夫婦世帯の持ち家率約89.5%、その他高齢者のいる世帯の持ち家率約90.0%に比べ低くなっています。また、高齢者のいる持家世帯の5割弱が昭和55年以前の旧耐震基準の住宅に住んでいます。

図9 高齢者世帯の住宅所有関係（大分県）

出典：H30 住宅・土地統計調査

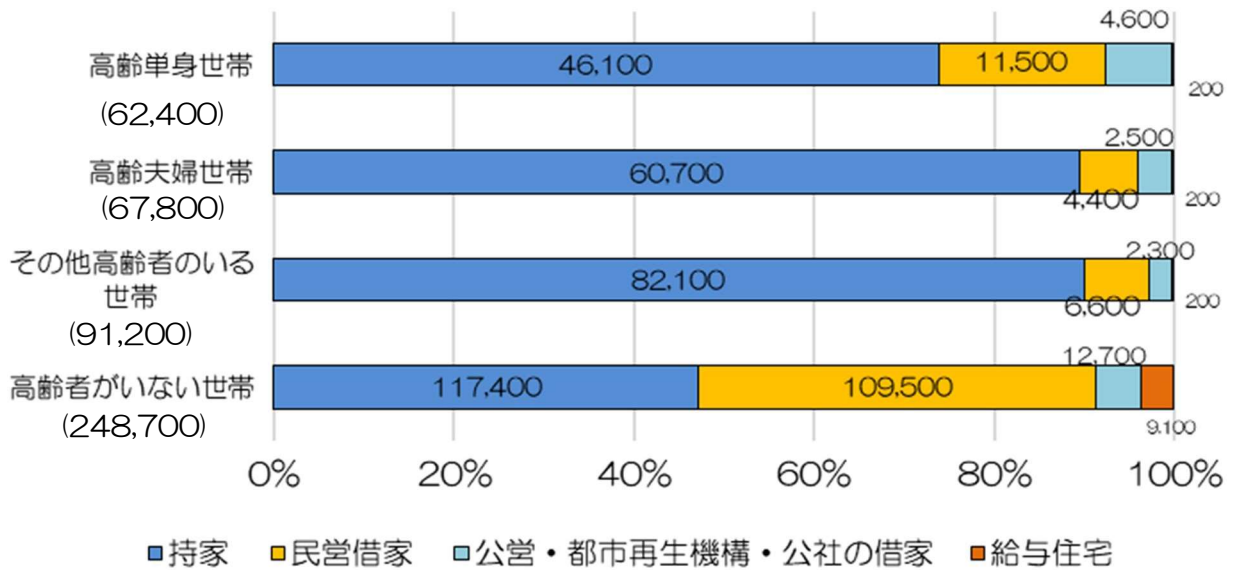


図10 高齢者世帯の持ち家の住宅建設年度関係（大分県）

出典：（H30）住宅・土地統計調査

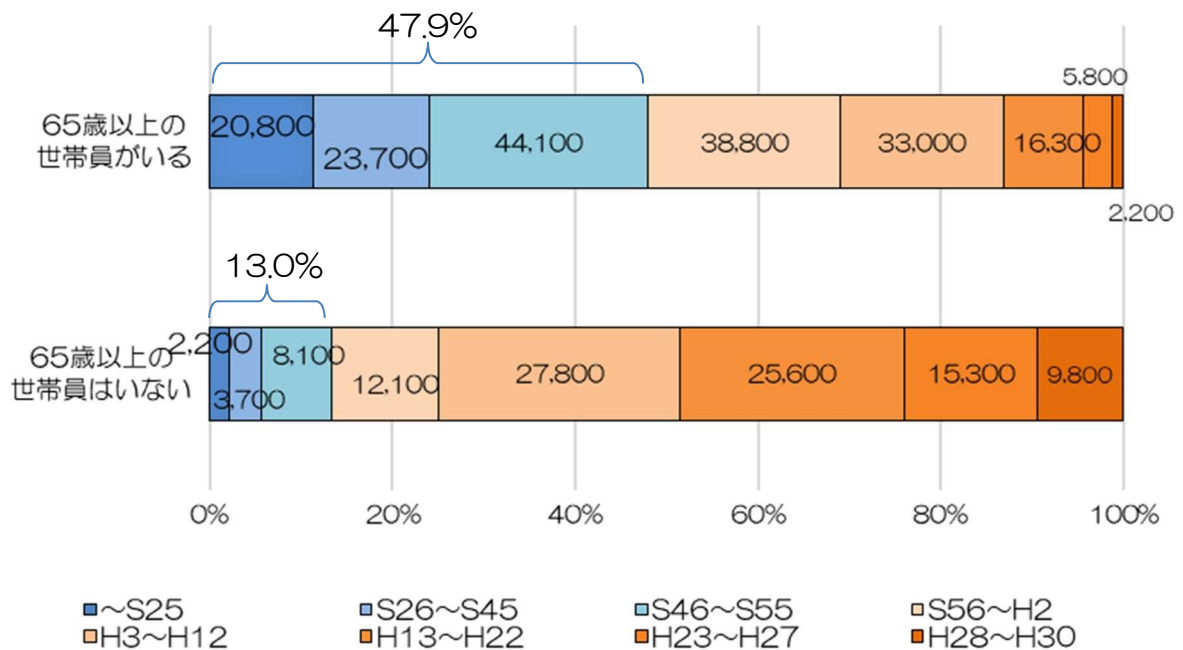


図 1 1 高齢単身世帯の住宅所有関係（大分県）

出典：（H27）国勢調査

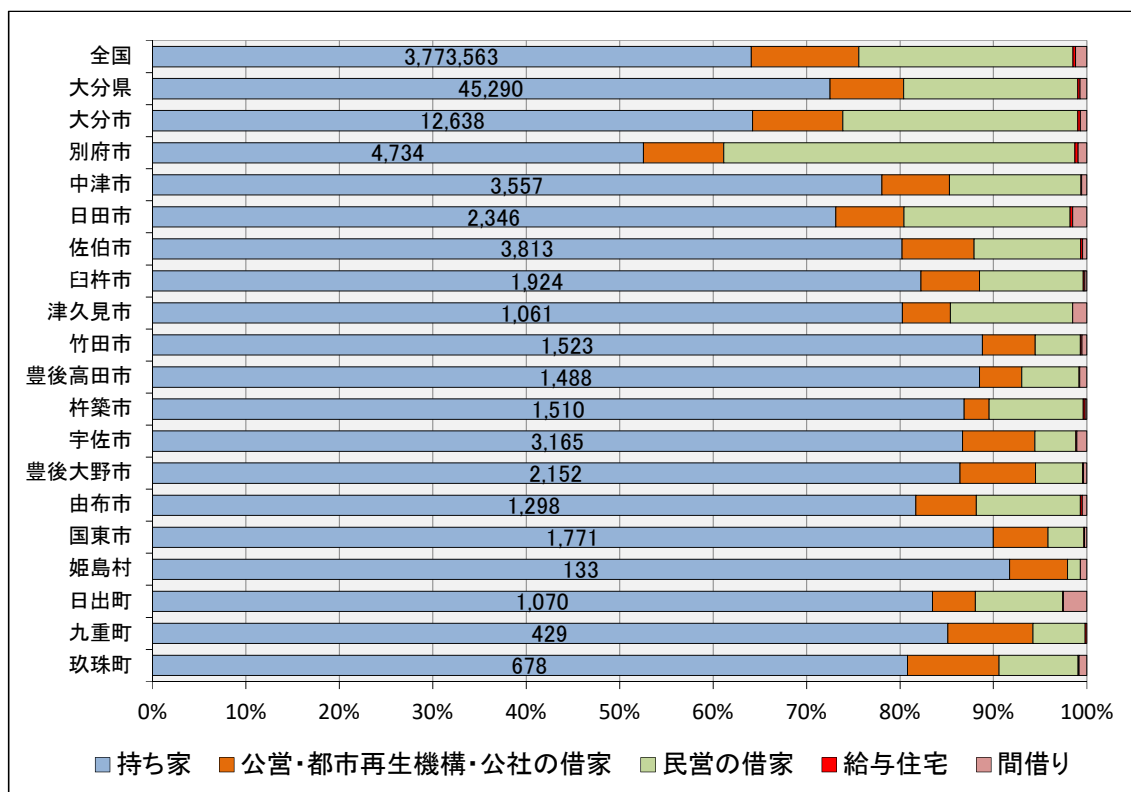
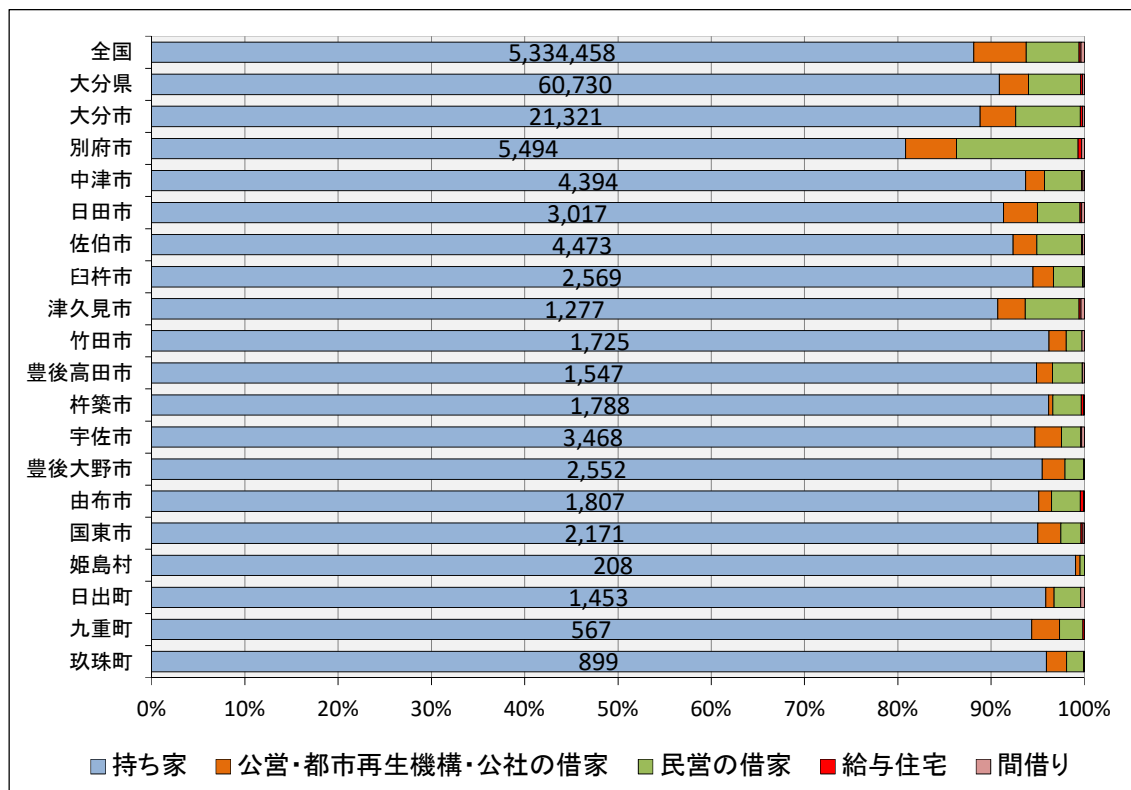


図 1 2 高齢夫婦世帯の住宅所有関係（大分県）

出典：（H27）国勢調査



② 住み替え状況

全国調査では、高齢期における住み替え・改善として、持ち家に居住する世帯の多くが住宅を購入するなどして住み替えるよりも現在の住宅に住み続けたいと考えています。また、住み替えを希望する場合についてみると、見守りや介護サービスなどを受けながら生活できるサービス付きの高齢者向け住宅を希望する世帯が多くなっています。

図13 持ち家、賃貸に住む高齢者の将来の住み替え・改善意向（全国）

出典：H30 住生活総合調査

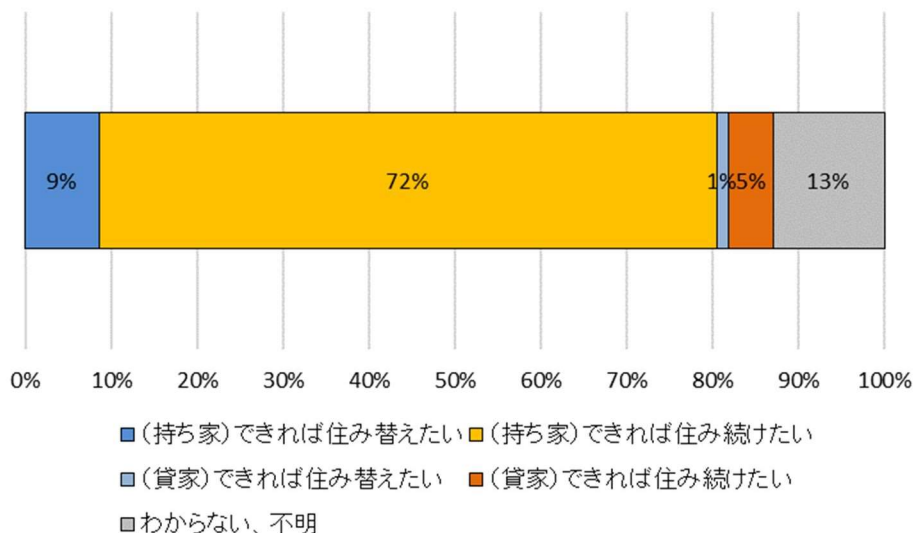
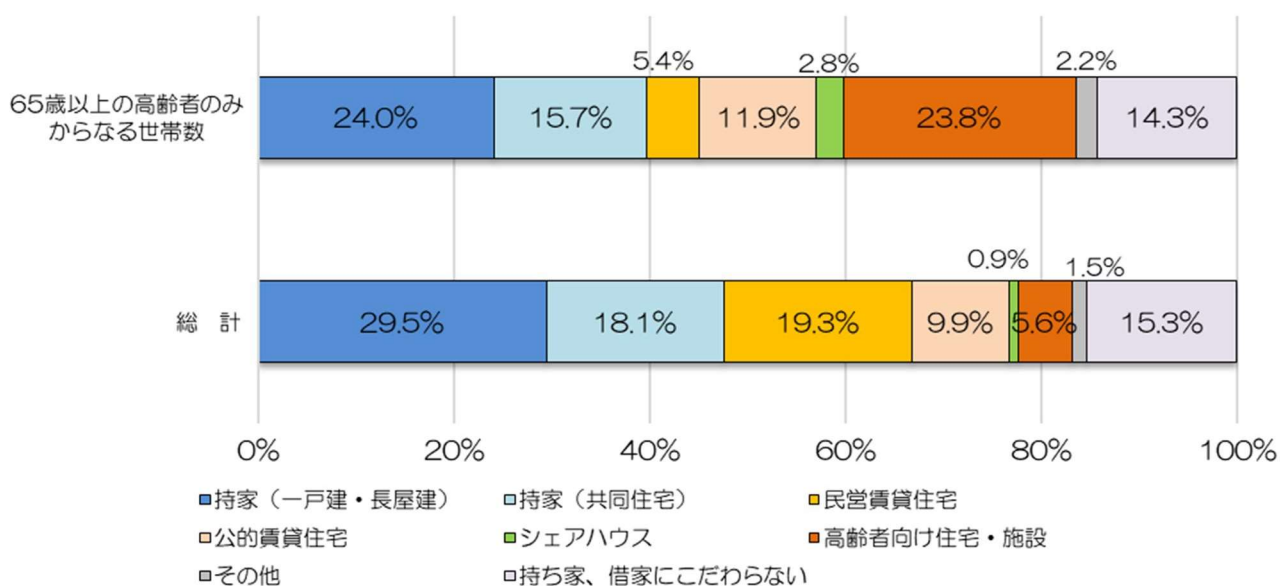


図14 住み替え後の居住形態（全国）

出典：H30 住生活総合調査



③高齢者の賃貸住宅への入居に関する調査

<調査概要>

〔1〕調査の目的

- ・高齢者の公営住宅及び民間賃貸住宅への入居に関し、現況を把握するため

〔2〕調査の方法及び期間

- ・方法： 郵送による発送及びFAXによる回収
- ・期間： 平成31年1月11日（月）～平成31年1月25日（木）

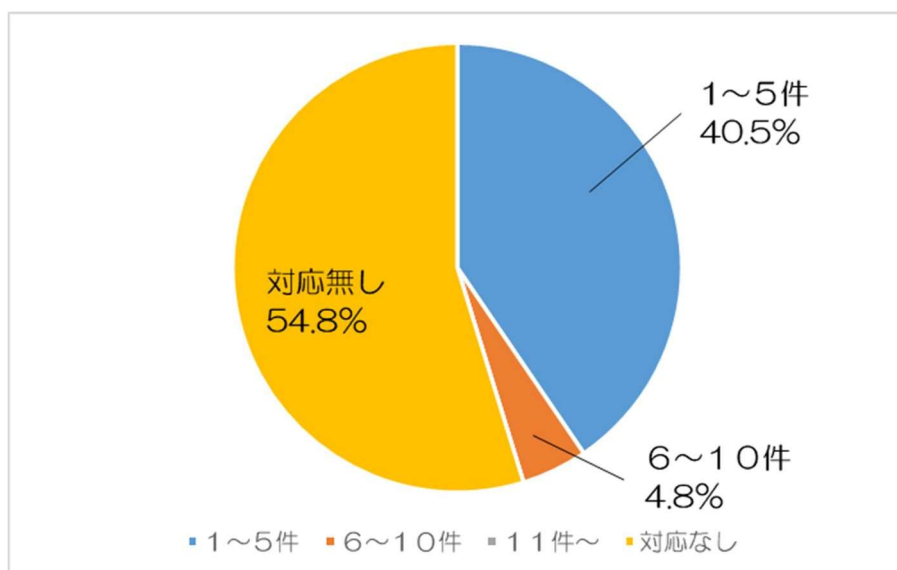
〔3〕調査対象者等

- ・調査対象業者：大分県内の地域包括支援センター 全59事業所
- ・回収率：71.2%（42事業所）

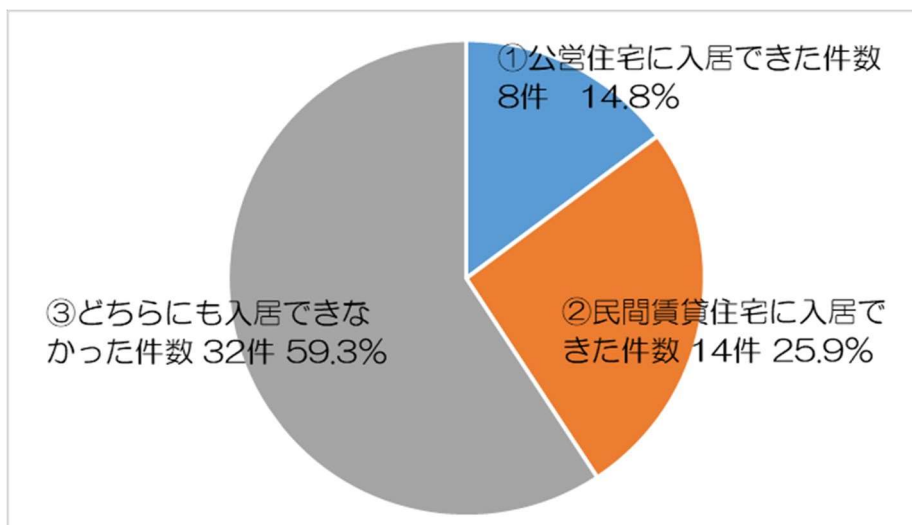
<調査結果>

1. 相談への対応について

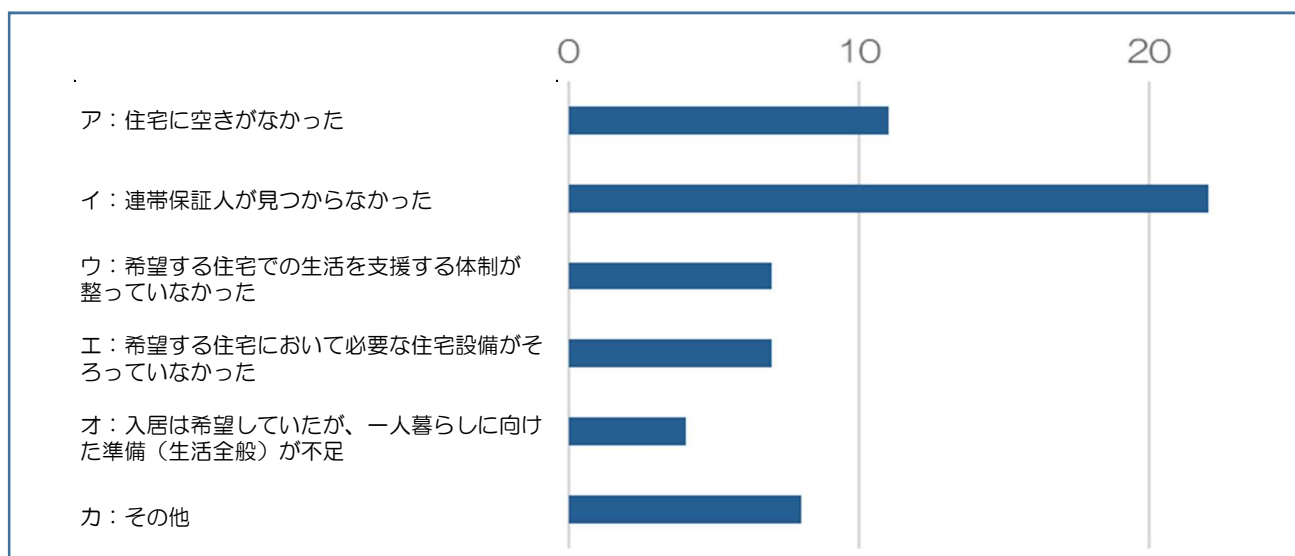
（1）地域包括支援センター1事業所あたりの賃貸住宅への入居に関する相談件数



(2) (1)のうち、入居の成否について



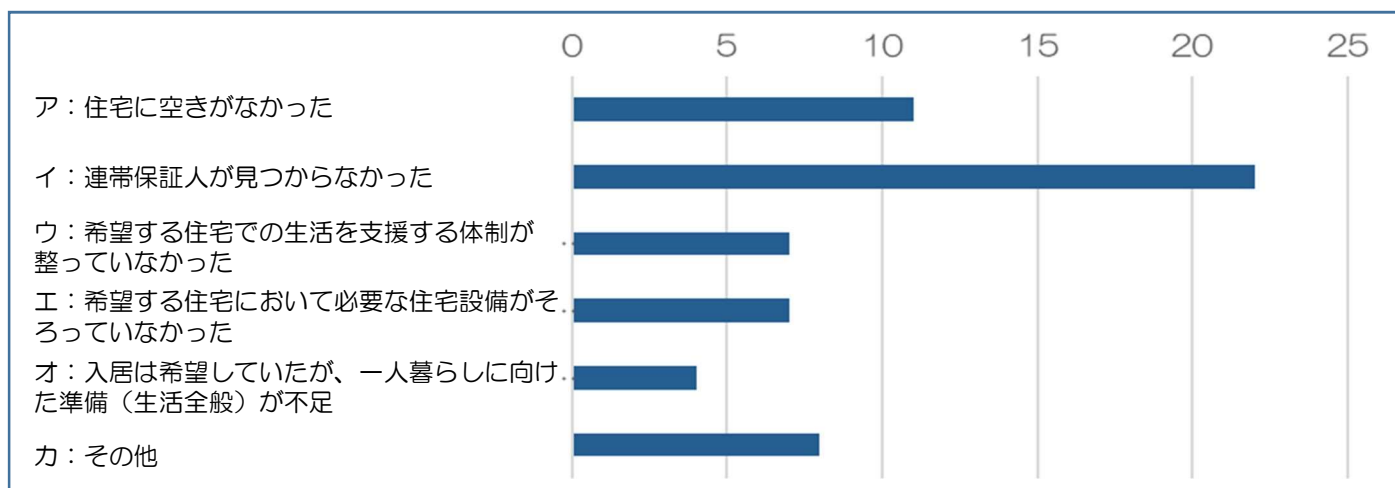
(3) 公営住宅への入居にあたっての課題 (単位：件数)



その他意見

- 手続きが難しく大変
- 抽選漏れ。希望する住居に入れず利便性を重視したため。
- エレベーターがない公営住宅で環境的に整ってなかった。
- 貸してくれる住宅がなかった。条件が厳しい。
- 動物を飼っている

(4) 民間住宅への入居にあたっての課題 (単位：件数)



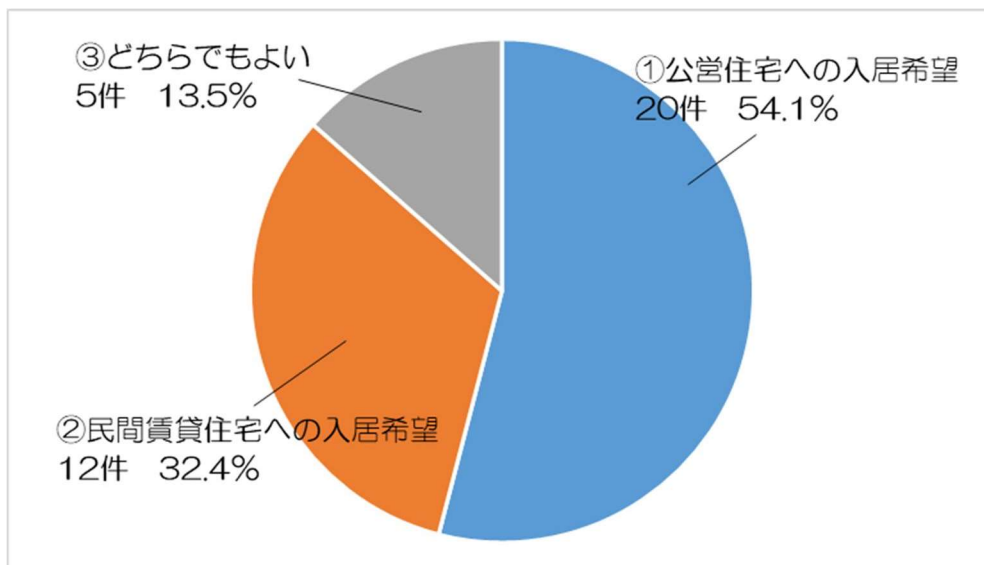
その他意見

- ・一定の年齢以上の人には賃貸を拒否される

(5) 入居に関する要望

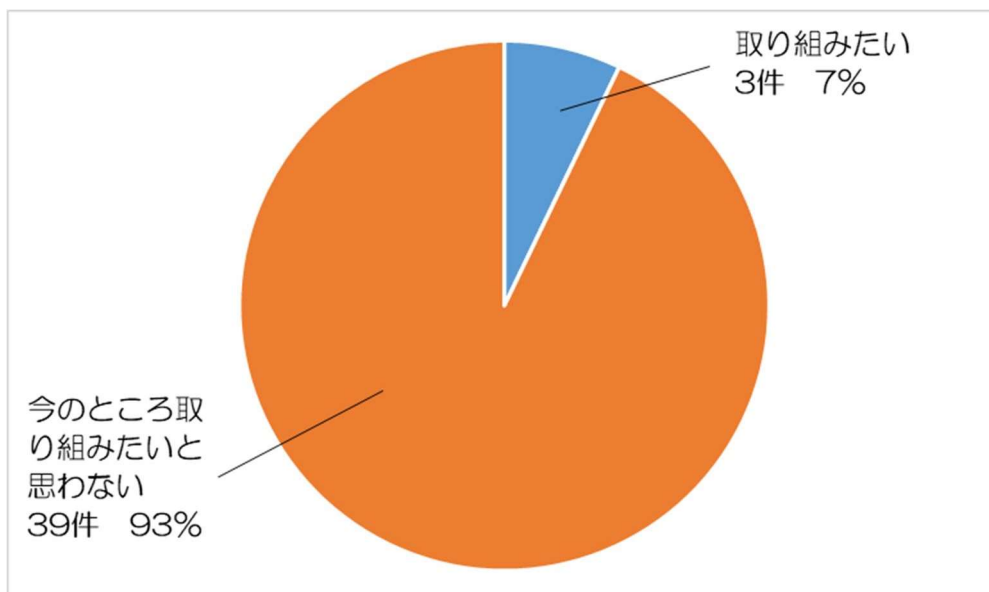
- ・何らかのサービスの利用があれば、賃貸できるようにしてほしい。
- ・保証人サービス等の紹介や手続きが高齢者でもできるようにしてほしい。
- ・一般の不動産会社だと相談が難しいため、高齢者向けの居住支援事業所を増やすことを優先してほしい。
- ・居室の不便さ等住んでからの事は介護保険等で支えていきたい。
- ・高齢で一人暮らしの方を受け入れる物件が少ないし、高齢であることを理由に断ったり、保証人がいない(もしくは遠方である)等の理由で断られてしまう。
- ・自立している高齢者が、保証人がいないことや年齢要件のみで断られるケースが多いので、対策を検討していただきたい。
- ・3食の食事の準備等 支援が必要になってくると思う為 食事、買い物支援のセットもあればいいと思います。(高齢者の場合)
- ・公営住宅については 1Fの居室が高齢者は望ましいと思う。一人暮らしだし手続きが難しいと思います。(当センターでは、介護施設の相談がほとんどです)
- ・高齢に貸してくれる住宅が少ない。身元引き受け条件があるため、申し込みも出来ないことが多い。本人が判断力がなく、決定できないため、話が進まないため、相談の専門員と一緒に車に乗せていってくれることは助かる。(見学)
- ・相談する方も要望が多くなっている。低所得にて条件に合う物件を探せない事も多い。
- ・保証人、キーパーソンのいない人で 認知症の進行があり 大家に断られる事が多い。
- ・高齢者向けの低所得者向け住宅がないので整備してほしい。
- ・老人ホーム 介護施設の空き情報 紹介を求められる事が多く民間賃貸住宅の情報は皆無です。
- ・包括にも流れる情報等あれば相談時、情報の一環として提供活用出来ます。

(6) 希望する入居先（公営住宅又は民間賃貸住宅）



2. 地域包括支援センターの居住支援への取組意向について

(1) 今後、居住支援法人活動支援事業に取り組みたいと考えていますか



(3) 高齢者のための設備の状況

① 高齢者のための設備の状況

高齢者のための設備の状況をみると、手すりのある住宅の割合は約54%、またぎやすい高さの浴槽のある住宅は約23%となっています。特に借家の設備整備が遅れています。

図15 高齢者のための設備の状況（大分県）

出典：H30 住宅・土地統計調査

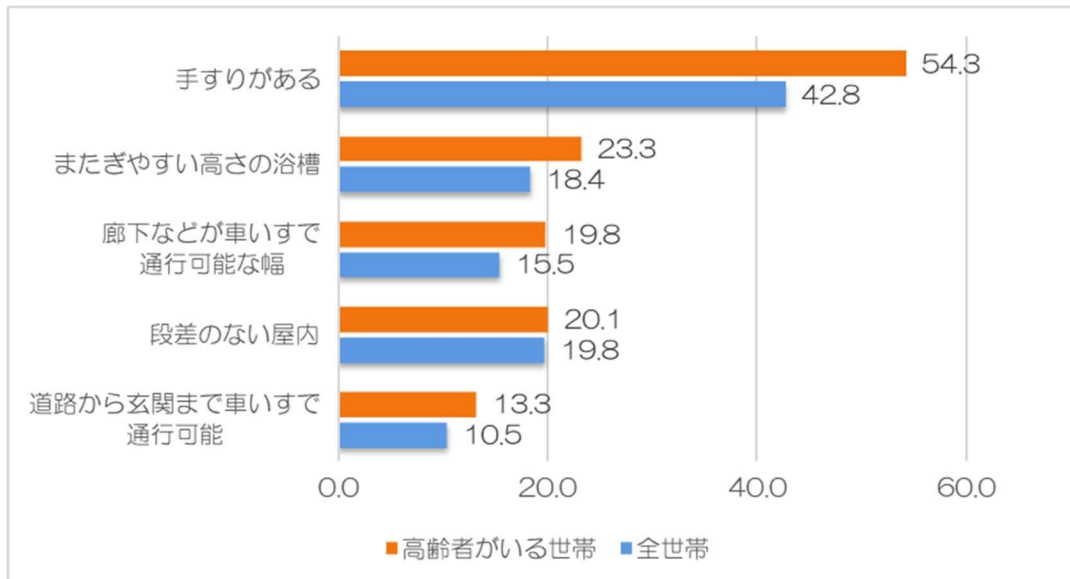
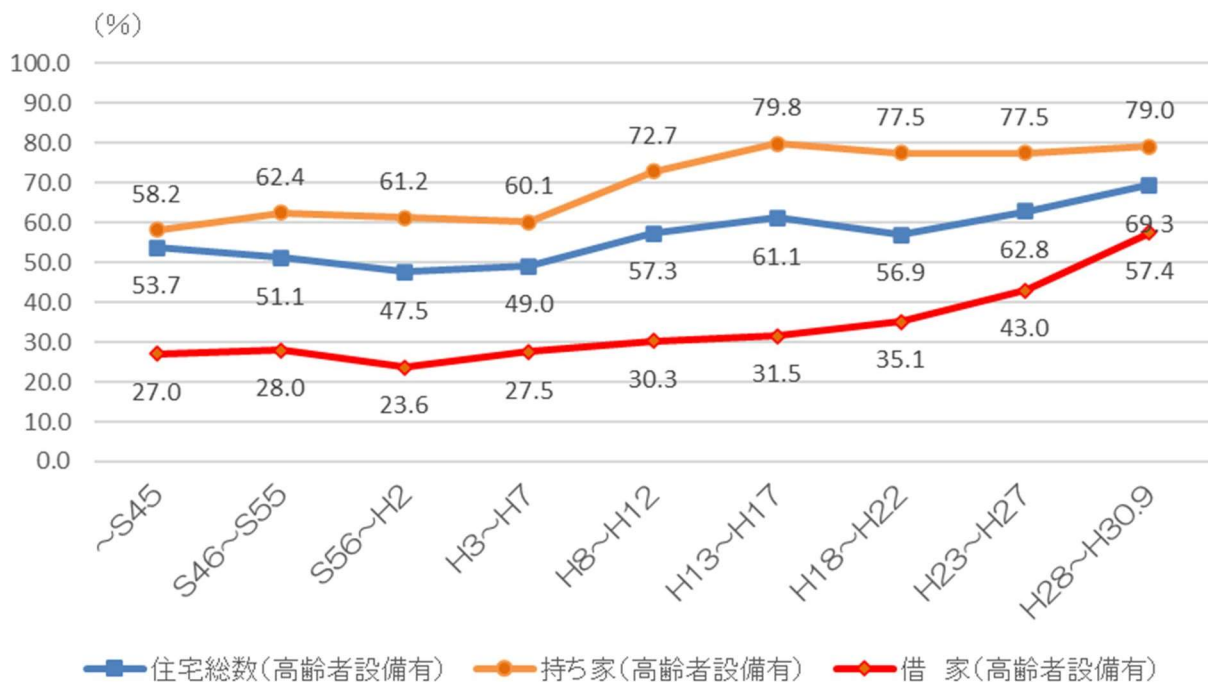


図16 高齢者のための設備状況（所有形態別、建築時期別）（大分県）

出典：H30 住宅・土地統計調査



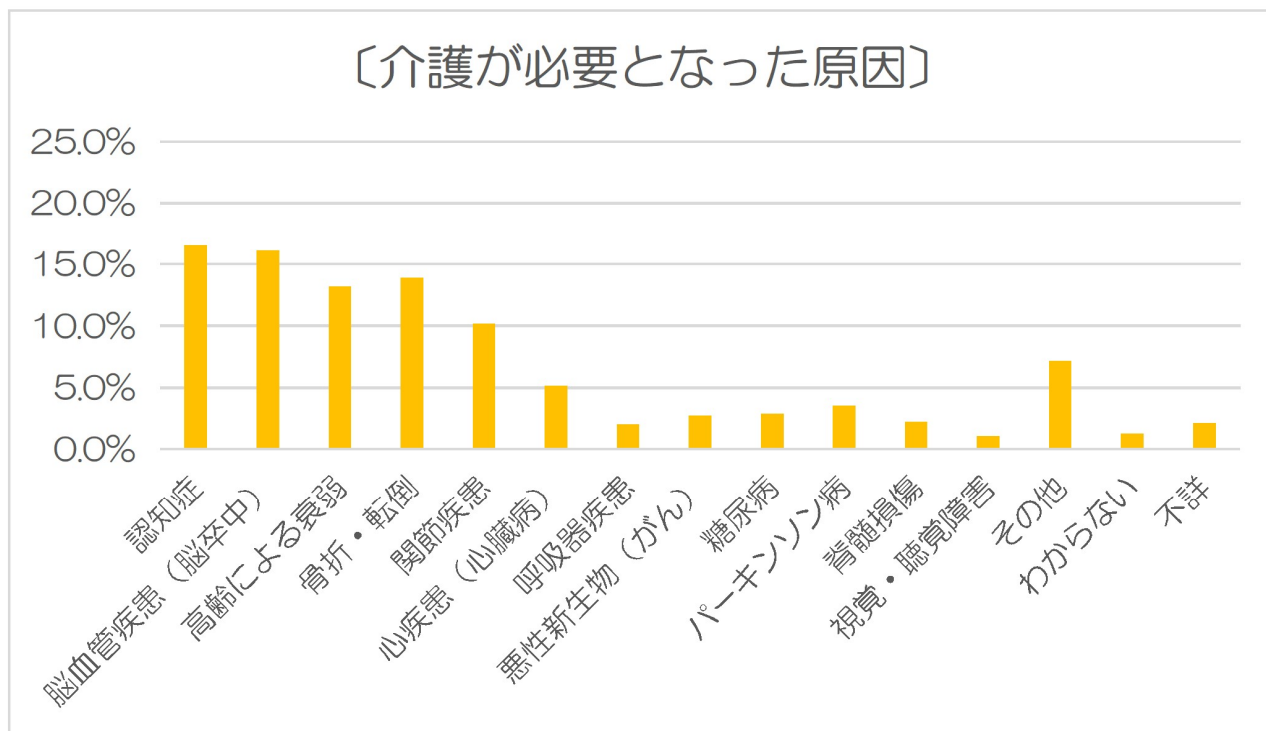
※「高齢者のための設備がある」とは、「手すりがある」、「またぎやすい高さの浴槽がある」「廊下などが車いすで通行可能な幅がある」、「段差のない屋内」「道路から玄関まで車いすで通行可能」のいずれかに該当するものを指す。

② 介護が必要になった主な原因

介護が必要になった主な原因の一つとして、骨折・転倒が10%を占めており、住宅をバリアフリー化することが、介護予防の有効な手段の一つになるといえます。

図17 介護が必要になった主な原因（全国集計）

出典：令和4年 国民生活基礎調査



（4）高齢者向け住宅等の整備状況

高齢者向け住宅等の整備状況は、令和4年の大分県の高齢者数375,373人に対して約4.4%の整備状況です。

高齢者向け住宅等の整備状況（大分県）

高齢者向け住宅等の区分	定員・戸数
有料老人ホーム	13,418 人
軽費老人ホーム	1,000 人
シルバーハウジング	66 戸
サービス付き高齢者向け住宅	2,156 戸
計（1戸＝1人とする）・・・①	16,640 人
高齢者数・・・・・・・・・・・・②	375,373 人
高齢者向け住宅等の割合（①／②）	4.4 %

※高齢者向け住宅等の数は令和5年4月1日時点による

※高齢者数は県統計調査課「大分県の人口推計報告（令和4年度版）」による

2 主な課題

県では、高齢化の状況に対応し、医療、介護、介護予防、住まい、生活支援等のサービスを一体的に提供する地域包括ケアシステム構築を推進していくこととしており、その推進のため、生活基盤である高齢者の住まいが、多様なニーズと高齢者のライフステージに応じて整備されることが重要な課題のひとつとなっています。

また、住み慣れた地域で生活を続けたいという高齢者の願いを実現するためには、住宅のバリアフリー化を進め、高齢者が自立した生活を継続し、容易に在宅介護を受けることのできる住環境の整備や、公的な介護サービスの他、安否確認サービスが提供される高齢者向けの住まいの提供など、高齢者の住まいの安定的な確保のための体制の充実を進める必要があります。

これら本県の高齢者とその住まいの状況を整理すると主な課題として以下の点が挙げられます。

(1) 増加する高齢単身世帯、夫婦のみの高齢世帯等に応じた高齢者向け賃貸住宅や老人ホームの供給確保

全国的に高齢化が進んでいる状況の中、本県においても、高齢単身世帯及び夫婦のみの高齢者世帯が今後も増加すると見込まれており、高齢者向けの住まいの充実が求められています。特に要介護（要支援）高齢者の増加、高齢者世帯の所得の状況等を踏まえ、サービス付き高齢者向け住宅、老人ホーム、福祉施設等の併設された公営住宅や公的賃貸住宅など、地域のニーズに応じた適切な供給が必要と考えられます。

(2) 高齢者が安心して住まいを確保することのできる仕組みの普及促進

県内では、多くの高齢単身世帯・高齢夫婦世帯が、建築時期の古い持家に居住しています。住み替えにあたっては、一部の民間賃貸住宅において、高齢者に対して入居制限が行われる等、高齢者の住まいの確保が困難な状況にあります。介護の必要は無いけれど、一人で暮らすのは不安な高齢者等に多様な居住形態が必要となってきています。今後はより一層、高齢者が安心して住まいを確保することができる仕組みづくりと、その普及促進が求められます。

(3) 高齢期に備えたバリアフリー化等のリフォームが行われる仕組みの普及促進

高齢期における住宅については、「住み慣れた住居に住み続けたい」という意向が高いものの、高齢者の多くは建築時期の古い住宅に住んでおり、これらの多くは高齢者のための設備が十分とは言えない状況にあります。また、住宅に対する不満でも「高齢者等への配慮（段差がない等）」などが高い傾向にあり、バリアフリー化された住宅が求められています。高齢者が安全に安心して居住できる住宅を確保するためには、今後はより一層、住宅のバリアフリー化等のリフォームが行われる仕組みの普及促進が求められます。

(4) 高齢者に対する医療・介護サービスの体制の充実

要介護高齢者数は年々増加しており、介護保険制度が導入された平成12年度末には要介護・要支援認定者数は38,287人でしたが、令和4年度末には70,593人となり、約1.8倍となっています。

このため、要介護（要支援）高齢者に対する適切な医療・介護サービスを提供するための体制の整備や、サービスの確保が求められます。また、離島・過疎地域等の事業実施に不利な地域における必要なサービス提供（量）の確保や、利用者の需要動向と地域バランスを考慮した介護サービス提供体制の整備も求められています。

(5) 高齢者の多様な生活支援ニーズに対応できる仕組みの構築

高齢期の住まいにおいては、住宅のバリアフリー化等のハード面の整備だけでなく、困った時に気軽に相談できる窓口の設置等、高齢者の生活支援ニーズに対応できる仕組みの構築が求められています。特に、核家族化の進行により、高齢単身世帯が増加しており、近隣住民、ボランティア、民間事業者、行政など多様な主体の連携による地域全体で高齢者を支え合う、重層的な見守り体制及び生活支援のしくみの構築が必要と考えます。

(6) 災害に備えての高齢者支援

平成28年4月の熊本地震、平成29年の九州北部豪雨や令和2年7月豪雨、令和5年7月豪雨等では、災害直後の被災者に対する応急・一時的な住宅の提供が喫緊の課題となり、応急住宅対策として既設公営住宅の空き家提供のほか、応急仮設住宅の建設や既設民間賃貸住宅の活用等の方策がとられました。しかしながら、このような応急仮設住宅等については、住んでいるところから離れたくないという需要と供給のミスマッチが生じるとともに、民間賃貸住宅の借り上げ制度による住宅確保についても、地域のコミュニティが確保できない等の課題が生じました。

これらの課題を踏まえ、災害時における被災者への住宅の確保とあわせて、高齢者の支援体制の充実が求められています。

第3章 高齢者の居住の安定確保のための目標

将来的にも増加が見込まれる高齢者（世帯）の居住に関する課題を解決し、高齢者が安全で安心して生き生きと暮らせる地域社会を形成するために、以下の3つの目標を設定します。

目標1：高齢者向け賃貸住宅や老人ホームなどの適切な供給

高齢単身世帯及び高齢夫婦世帯、要介護（要支援）高齢者数の将来的な増加が見込まれる中で、高齢者向け賃貸住宅や老人ホームなどの適切な供給を促進することにより、高齢者が生き生きと安全に安心して暮らせる社会の構築を目指します。

また、高齢者の入居を拒まない「セーフティネット住宅」の登録を促進するため、目標値を定めます。

基本指標	令和5年度現況値	令和8年度目標値
高齢者向け住宅等の割合※1	4.4%	4.4%
高齢者向け住宅等の数	16,640戸	16,640戸

※1 高齢者向け住宅等の割合とは、65歳以上の人口に対する有料老人ホーム、軽費老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅及びシルバーハウジングの定数又は戸数の割合。内訳については、第2章の1の（4）高齢者向け住宅等の整備状況を参照

現況値は令和5年4月1日時点による

参考：大分県住生活基本計画（令和5年度 4.3%）

基本指標	令和5年度現況値	令和8年度末目標値
セーフティネット住宅※2のうち 高齢者を拒まない住宅の戸数	11,150戸	11,200戸

※2 セーフティネット住宅とは住宅確保要配慮者であることを理由に入居を拒まない民間賃貸住宅

参考：大分県賃貸住宅供給促進計画（令和7年度 1,750戸）

現況値は令和5年11月1日時点による

目標2：高齢者が安心して住まいの確保ができる環境の整備

県と不動産関係団体や居住支援団体等により構成する「大分県居住支援協議会」により、高齢者が高齢者というだけで入居制限を受けることなく安心して住まいを確保できるための制度の活用や環境の整備を行います。また、高齢者の入居を拒まない住宅の情報を高齢者に広く提供することにより、高齢者のための円滑な入居支援を行います。

なお、居住環境の整備に際しては高齢者が安全かつ快適に生活を営めるよう「大分県福祉のまちづくり条例」等に基づき住宅のバリアフリー化を推進します。

また、公営住宅においても、高齢者が安心して暮らせるようにバリアフリー化を推進し、目標値を定めます。

基本指標	令和5年度現況値（推定値）	令和8年度末目標値
高齢者の居住する住宅の一定のバリアフリー化率 ^{※3}	47.3%	55%

※3 一定のバリアフリー化とは2箇所以上の手すりの設置または屋内の段差解消を行ったもの
参考：大分県住生活基本計画（令和12年度 60%）

現況値は令和5年4月1日時点による

基本指標	令和5年度現況値	令和8年度末目標値
公営住宅の住戸内における一定のバリアフリー化率 ^{※3}	36%	38%

参考：大分県公営住宅マスタープラン2020計画編（令和12年度 45%）

現況値は令和5年4月1日時点による

大分県居住支援協議会

構成団体

<地方公共団体>

大分県、18市町村
大分県住宅供給公社

<居住支援団体>

居住支援法人
NPO法人
社会福祉法人

<不動産関係団体>

宅地建物取引業者
賃貸住宅管理業者

高齢者等の住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に関し必要な措置について協議

高齢者部会

高齢者の居住支援に関する課題の共有、対策を検討

障がい者部会

障がい者の居住支援に関する課題の共有、対策を検討

目標3：地域包括ケアシステムの推進等による高齢者が安全に安心して 住み続けられる地域づくり

高齢化の進展に備え、高齢者の住まいの確保だけでなく暮らしのサポートを含めたソフト面での施策を充実させることにより、高齢者が安全に安心して住み続けられる地域づくりを目指します。

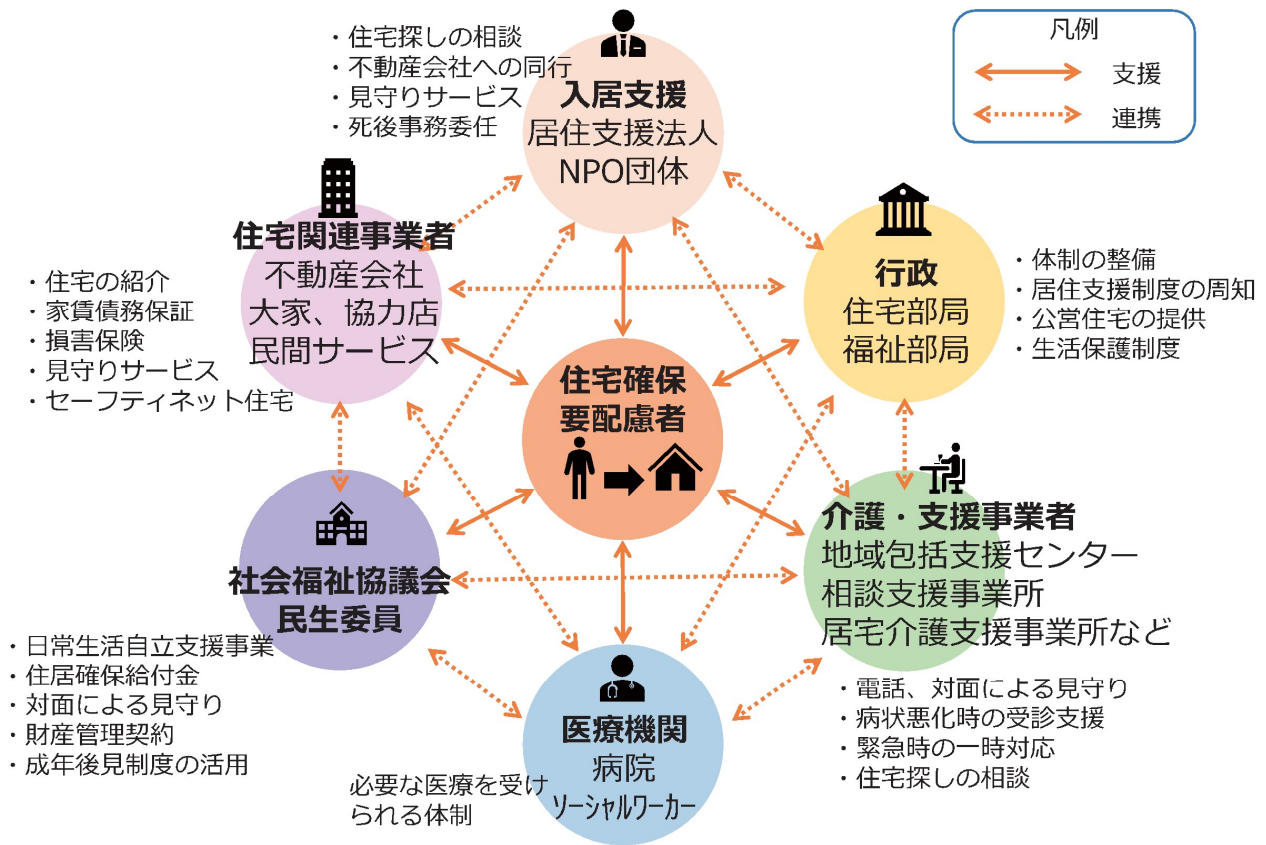
また、高齢者が住み慣れた地域で適切な保健・医療・福祉・介護サービスの提供を受けながら暮らし続けることができるよう基盤整備を進めるとともに、関係者の連携体制の構築・充実を図り、県内の様々な地域の実情に応じた地域包括ケアシステムを推進します。

加えて、居住支援ネットワーク体制の充実と重層的支援体制の充実を図り、地域共生社会を実現します。

さらに、地震等、大規模災害の発生に備えて、応急仮設住宅の供給及び防災情報の提供、避難体制の整備等、災害・緊急時における施策の充実を図ります。



■ 居住支援ネットワーク体制のイメージ



第4章 目標を達成するための施策・取り組み

高齢者の居住の安定確保のための目標達成に向けて施策展開・推進を図ります。

1 施策体系

目標1 高齢者向け賃貸住宅や老人ホームなどの適切な供給

施策の方針
(1) サービス付き高齢者向け住宅の供給促進
(2) 公営住宅等における高齢者向け対応の促進
(3) 良質な有料老人ホームの供給
(4) 介護保険施設等の計画的整備
(5) 高齢者を拒まない民間賃貸住宅の供給促進

目標2 高齢者が安心して住まいの確保ができる環境の整備

施策の方針
(1) サービス付き高齢者向け住宅の管理の適正化
(2) 民間賃貸住宅等への入居支援や各種制度の活用
(3) 賃貸住宅関係団体や居住支援団体等との連携
(4) バリアフリー化など住み続けるためのリフォームの普及促進
(5) 情報提供体制、相談体制の充実

目標3 地域包括ケアシステムの推進等による高齢者が安全に安心して住み続けられる地域づくり

施策の方針
(1) 地域に住み続けるための高齢者の住まいとまちづくりの推進
(2) 災害時における支援体制の充実
(3) 居住支援ネットワーク体制の充実

2 具体的施策・取り組み

目標1 高齢者向けの賃貸住宅や老人ホームなどの適切な供給

(1) サービス付き高齢者向け住宅の供給促進

高齢者の居住の安定を確保することを目的として、バリアフリー構造を有し、医療・介護と連携したサービスを提供する「サービス付き高齢者向け住宅」の県内の登録数は、令和5年4月時点で2,156戸となっており、老人ホーム等と合わせると高齢者人口に対する供給状況が他県に比べ進んでいます。一方で、65歳以上の高齢者人口は、令和7年度まで上昇の見込み、また65歳以上の高齢化率は、令和7年度以降も上昇の見込み、高齢者単独世帯及び高齢夫婦世帯の全世帯に占める構成割合についても増加の見込みとなっていることから、引き続き地域の需要に配慮してサービス付き高齢者向け住宅の供給を促進します。

- ◆ 事業者が円滑な整備を行えるよう住宅部局と福祉部局で連携した支援体制の構築を進めます。
- ◆ サービス付き高齢者向け住宅に地域密着型の24時間対応の「定期巡回・随時対応型サービス」などの介護サービスを組み合わせた仕組みの普及を図ります。
- ◆ 円滑な介護保険事業の展開のため、事業者による整備予定市町村への事前の事業説明、情報提供を図ります。
- ◆ 事業者の経営効率化のため、状況把握、生活相談サービスについてはリモートでの対応も可能とする等、登録要件を明確化します。
- ◆ 入居者が住みやすくなるように、入居者の介護を行う者も同居可能とするなど同居者の登録要件を明確化します。

(2) 公営住宅への入居における高齢者向け対応の促進

公営住宅等が真に住宅に困窮する人に的確に供給され、住宅セーフティネットとして機能するよう、高齢者の生活支援のための取り組みを支援します。また、公営住宅については、令和4年度のバリアフリー整備戸数の割合が、36%となっており、今後も住戸内のバリアフリー化を推進します。

- ◆ 大規模な公営住宅団地の建て替えにあたっては、高齢者生活支援施設の併設を検討します。
- ◆ 新たに整備する公営住宅は、移動時の安全性や介助の容易性に関する基本的な性能を確保し、全ての人々に対し可能な限り使いやすいユニバーサルデザインを取り入れます。
- ◆ 既存の公営住宅については、高齢者向け改善工事を実施し、浴室内の段差解消や手すりの設置など高齢化社会に対応した住宅ストックの整備を推進します。

(3) 良質な有料老人ホームの供給

良質な有料老人ホームを供給するため、新規施設については、「大分県有料老人ホーム設置運営指導指針（H23.4策定）」に基づき福祉部局において指導するとともに、既存施設に対しては、同指針に併せ、「有料老人ホーム立入検査実施要領（H23.12策定、H30.3改定）」に基づく立入検査を実施し、適正な運営の確保に取り組みます。

(4) 介護保険施設等の計画的整備

介護老人福祉施設については、重度の要介護高齢者が増加し、施設介護に対するニーズは一層増大するものと見込まれることから、看護体制の充実や看取りに関する体制の強化、介護が困難な高齢者に対する質の高いケアの提供、本人や家族の意向を尊重した多職種協働のチームによる栄養改善や個室ユニット化を推進するとともに、広域的な観点から、整備を図ります。

介護老人保健施設については、在宅復帰・在宅生活支援の観点からリハビリテーションを促進するとともに、多職種協働による栄養改善や医療ニーズへの適切な対応を図る必要があります。さらに施設から家庭への復帰を促進するため、認知症高齢者を含めた通所リハビリテーションの拡充など在宅ケアを支援する体制整備を進めるとともに、入所者個々のニーズに重点を置いたケアを行うため、個室ユニット化による整備を推進します。

軽費老人ホーム及び生活支援ハウスについては、現在の整備水準を維持するとともに、居住環境の向上に努めます。また、養護老人ホームについては、入所待機者解消を図るため、整備を行います。

(5) 高齢者を拒まない民間賃貸住宅の供給促進

高齢者等の住宅確保要配慮者の入居を拒まない住宅である「セーフティネット住宅」の登録を促進します。

- ◆ 県内をエリア分けして、不動産団体等へ「セーフティネット住宅」への登録を働きかけます。
- ◆ 登録された物件情報をホームページ等で公開し広く周知します。

(6) 地域で増大する空き家活用の検討

全国的にも課題となっている空き家については、大分県内でも全ての市町村で空き家が増大しています。

郊外に居住する高齢者の中には、通院や買い物等の利便性向上のために、中心部への住替えを希望する方も増えてきています。

このようなニーズと空き家をうまくマッチングさせることで、高齢者の住まいの選択肢が広がります。

現在、居住支援協議会を中心として行っている、空き家実態調査（残置物処分も含）等の取組を今後、設立予定の居住支援協議会でも検討・実施できるように働きかけを促進します。

目標2 高齢者が安心して住まいの確保ができる環境の整備

(1) サービス付き高齢者向け住宅の管理の適正化

サービス付き高齢者向け住宅の入居に関する情報について、住宅事業者、福祉事業者、高齢者などへの周知を図るとともに、事業者に対する指導・監督を適切に実施し、住宅及びサービスの質を確保します。


- ◆ 高齢者が希望する住まいを選びやすくするため、事業者に対して、サービス付き高齢者向け住宅情報提供システムに要介護度別入居者数等の運営情報の提供を働きかけていきます。
- ◆ 関係事業者からの相談に対して、迅速かつ適正に対応するため、登録申請の事前協議制度を設け、事業者への指導と情報提供を図ります。
- ◆ サービス付き高齢者向け住宅の適切な管理を確保するため、住宅部局と福祉部局で情報共有しながら、定期的な立入検査を実施します。

◎サービス付き高齢者向け住宅の概要と登録基準（サービス付き高齢者向け住宅パンフレット 国土交通省・厚生労働省 抜粋）

サービス付き高齢者向け住宅とは、高齢者の居住の安定を確保するため、バリアフリー構造等を有し、介護・医療と連携して、高齢者を支援するサービスを提供する賃貸住宅。

規模・設備


- 各専用部分の床面積は、原則25m²以上
- 各専用部分に、台所、水洗便所、収納設備、洗面設備、浴室を備えたものであること
- バリアフリー構造であること



段差のない床 手すりの設置 廊下幅の確保

サービス

安否確認サービスと生活相談サービスが必須のサービスです。ケアの専門家が少なくとも日中建物に常駐し、これらのサービスを提供します。



ケアの専門家

- 社会福祉法人・医療法人・指定居宅サービス事業所等の職員
- 医師 ●看護師 ●介護福祉士 ●社会福祉士 ●介護支援専門員
- ホームヘルパー1級または2級の資格を保持する者

これらのサービスの他に、介護・医療・生活支援サービスが提供・併設されている場合があります。こういったサービスが利用可能なのか、入居前に事業者の方からの説明を聞き、比較検討することが大切です。

(2) 民間賃貸住宅等への入居支援や各種制度の活用

高齢者の居住の確保にあたっては、公的賃貸住宅に加え民間賃貸住宅や空き家を活用することにより重層的かつ柔軟な住宅セーフティネットの構築を図ります。

- ◆ 高齢者の入居を受け入れる民間賃貸住宅等に関する情報の登録・提供を推進し、借主と貸主の双方が、安心して賃貸契約をできるよう支援するとともに、終身建物賃貸制度、住宅を担保に融資を受けるリバース・モーゲージの制度など、高齢者が自分にあった制度を活用して居住の安定を確保することができるよう支援します。
- ◆ 持ち家に居住する高齢者の住み替えが可能となるよう、安心して中古住宅売買ができる仕組みの普及を図り、既存住宅の流通を促進します。
- ◆ 住み続けや住み替えのために活用できる制度について幅広い情報提供を図ります。
- ◆ 公営住宅において高齢者世帯の入居選考における優遇措置を講じ、入居しやすいよう配慮します。
- ◆ 連帯保証人がいない場合、家賃滞納等の金銭的な補償を行う家賃債務保証制度や居住支援法人の行う保証サービス等の周知を行います。

(3) 賃貸住宅関係団体や居住支援協議会との連携

高齢者が安心して住むことのできる住まいを確保しやすいよう、県、市町村、住宅や不動産の関係団体、居住支援協議会において連携強化を図ります。

- ◆ 民間賃貸住宅において、貸主・借主双方の不安を解消し、必要な生活支援サービスを提供できるよう、県と不動産関係団体や居住支援団体等により構成する「大分県居住支援協議会」により高齢者等の居住実態の把握や居住支援に関する情報の共有、必要な支援策の協議に取り組みます。
- ◆ 大分県居住支援協議会に設置した高齢者部会において、不動産関係団体や居住支援団体等から高齢者のニーズを把握し、具体的な支援策の検討を実施します。
- ◆ 「大分県住宅リフォーム推進協議会」と連携し、安心してリフォームを行うことのできる環境の整備を図ります。
- ◆ 行政機関と関係団体で連携して、高齢者の状態に応じた様々な居住形態へ対応した住まい確保の仕組みの検討を行います。

(4) バリアフリー化など住み続けるためのリフォームの普及促進

住宅の状態や居住ニーズに応じた適切なリフォームによる既存住宅の性能の維持・向上を図ることが必要となることから、高齢者がリフォームを安心して行うことができる環境を、建築団体、消費者団体、福祉団体などと連携し整備します。

- ◆ 「子育て・高齢者世帯リフォーム支援事業」や「在宅高齢者住宅改造助成事業」により、高齢者が行う住宅のバリアフリー化支援を進めていきます。
- ◆ 「住宅耐震化総合支援事業」により、旧耐震基準により建築された住宅の耐震化を推進していくと共に、高齢者の寝室等を部分的に守るための耐震シェルター改修などの支援についても進めていきます。
- ◆ 賃貸住宅のバリアフリー改修、省エネ改修工事などを行う事業者に対して、国が改修費の一部を支援する「住宅確保要配慮者専用賃貸住宅改修事業」を活用し、民間賃貸住宅を活用した重層的かつ柔軟なセーフティネットの整備を促進します。

- ◆ 耐震アドバイザー派遣制度を活用した、バリアフリー化に対するアドバイス体制の整備や、おおいた住まい守り隊登録制度により、高齢者が安心してリフォームを行える環境を整備します。
- ◆ 大分県福祉のまちづくり条例に基づく「施設整備マニュアル」の普及を図るとともに、バリアフリー改修に携わる技術者の育成を図ります。
- ◆ 高齢期を迎えるにあたってどのような住まいの備えが必要であるかチェックし、改修内容の検討や施工業者と相談する際の参考資料となる「高齢期の健康で快適な暮らしのための改修ガイドライン（国土交通省住宅局）」の活用方法を、セミナー等で周知し、リフォームによる高齢期の生活に適した住まいの確保を促進します。
- ◆ 公営住宅において、敷地から住戸玄関前までのバリアフリー化及び住戸内の一定のバリアフリー化を推進します。

（５）情報提供体制、相談体制の充実

高齢者が幅広く情報を入手し、ちょっとした不安でも相談により解消できるよう市町村等と連携し、情報提供体制、相談体制の強化を進めます。

- ◆ 県のホームページ、サービス付き高齢者向け住宅情報提供サイト及びガイドブック等による情報提供を進めます。
- ◆ 「新たな住宅セーフティネット制度」により県に登録された高齢者等の入居を拒まない民間賃貸住宅の物件情報を、国土交通省の作成したセーフティネット住宅情報提供システムでインターネット上に公開します。
- ◆ 民間賃貸住宅において、高齢という理由によって入居敬遠がおこなわれないよう、パンフレットによる周知や講習会の実施等を通じて不動産業者や貸主への啓発を行います。
- ◆ 民間賃貸住宅に入居を希望される高齢者等が、安心して住宅を探すことができるように協力してくれる不動産会社である「住宅探しの協力店」の登録を増やし、円滑な住まい確保を推進します。
- ◆ 高齢者等の円滑な住まいや暮らしの確保の促進を図るための支援をおこなう「居住支援法人」の周知を行い、相談体制の充実を図ります。
- ◆ 大分県居住支援協議会や市町村居住支援協議会等を活用して、相談・支援体制の整備に向けて取り組みます。

目標3 地域包括ケアシステムの推進等による高齢者が安全に安心して住み続けられる地域づくり

(1) 地域に住み続けるための高齢者の住まいとまちづくりの推進

高齢者が地域に住み続けることができるよう、高齢期の心身状況に合った住まいへの住み替えや住宅のバリアフリー化の促進などの生活環境の整備を進めます。また、福祉サービスと連携した賃貸住宅の供給、地域居住促進のための空き家の活用、入居時から入居後も含めた生活支援サービスや地域住民とのNPO・ボランティア・行政の協働による支え合いなどの総合的な居住支援体制づくりに取り組みます。

- ◆ 誰もが暮らしやすい生活環境の整備を推進するため、バリアフリー情報の提供等により福祉のまちづくりの普及・啓発を図ります。
- ◆ 単身高齢者が地域で安心して暮らせるよう、「見守りサービス」等について不動産関係団体や福祉団体への周知を図ります。
- ◆ 公営住宅入居者の高齢化の進展に伴い、公営住宅の指定管理者による見守り体制の整備など、高齢社会に対応した生活支援のしくみを推進します。
- ◆ 公営住宅の住棟の入り口付近に、高齢者通所介護施設の送迎車が停車できるスペースの整備を推進します。
- ◆ 公営住宅を、地域の多世代交流の場として活用するため、団地内の集会所などの提供について、県・市町村の福祉部局と連携を図ります。
- ◆ 高齢社会に対応したまちづくりについて、建物のリフォームや用途転換等の促進施策、住宅団地と福祉施設の複合化施策など、地域特性に応じた市町村の施策展開について「大分県地域住宅協議会」において検討します。
- ◆ サービス付き高齢者向け住宅の食堂を、入居者以外の地域の住民も使用できるように登録要件を変更し、地域交流を促進します。

(2) 災害時における支援体制の充実

災害時における情報伝達や救助、避難誘導等について地域社会全体で高齢者を支援するための体制づくりを進め、災害に対する不安の減少を図ります。

また、災害時における応急仮設住宅の供給において高齢者への配慮を行うとともに、市町村や関係団体等と連携し、入居後の安心の確保を図ります。

- ◆ 大規模な災害時に備え、九州各県、関係業界、民間団体が、被災状況に応じて迅速に活動できるよう、応急仮設住宅の協定等に基づいた協力体制の充実を図ります。
- ◆ 災害時の対応について、県災害ボランティアネットワーク会議において情報交換を行うとともに、県・市町村災害ボランティアセンターの運営に関する研修や市町村ごとのネットワークの構築に取り組みます。
- ◆ バリアフリー仕様の応急仮設住宅を迅速に供給できる環境整備を進めます。
- ◆ 応急仮設住宅の入居にあたっては、コミュニティや団地の世帯構成を踏まえながら高齢者の優先入居等を図ります。
- ◆ 避難所生活が困難で早期に住まいの確保が必要な者に対しては、市町村や関係団体と連携し公営住宅や民間賃貸住宅の活用による住まいの提供を図ります。

- ◆ 健康状態の見守りや生活相談等を行う体制を構築し、居住の安心の確保を図ります。
- ◆ 仮設住宅に住む住民が集う拠点となる集会所の設置要件等を「応急仮設住宅供給・管理マニュアル」に記載し、災害時の対応に備えます。

(3) 居住支援ネットワーク体制の充実

高齢者が安心して住み続けられる地域づくりには、住まいと暮らしの総合的なサポートを通じて、地域・福祉・住宅がより密接につながり、地域共生社会を実現することが必要です。そのために、特定の市町村のみではなく、全市町村での居住支援ネットワーク体制の充実を図ります。

- ◆ 市町村ごとの関係団体・関係者による居住支援ネットワーク会議開催を支援します。
- ◆ ネットワーク構築のための住民等の理解を深めるために、先進事例や専門家によるセミナー等による啓発を図ります。
- ◆ 市町村間の広域的な連携を図ります。
- ◆ 市町村ごとの体制について、広く県民への周知を行います。

第5章 計画の実現に向けて

1 計画の推進体制

(1) 住宅施策と福祉施策の連携強化

本計画を着実に推進していくためには、住宅施策と福祉施策に携わる部局との緊密な連携が不可欠です。このため、各担当課が所管する施策の進捗状況や施策の推進に係る課題等の情報共有を行うなど、庁内関係各課の緊密な連携のもとに、本計画の着実な推進を図ります。

(2) 市町村との連携

本県は、都市部から農山漁村まで多様な地域によって構成されており、それぞれの地域において高齢者が居住面で抱えている課題も一様ではありません。このため、それぞれの地域特性を踏まえた高齢者の居住安定確保を進めていく必要があり、高齢者にとって身近な市町村が担う役割も重要となってきます。

そこで、県及び市町村で構成する「大分県地域住宅協議会」において高齢者の住まいに関する施策についての検討を行い、県と市町村及び市町村間の情報共有を図り連携を強化するとともに、市町村別の高齢者居住安定確保計画の策定も含め、地域の特性に応じた取り組みを支援します。

また、高齢者向け住宅等の整備については、市町村と緊密に連携をとりながら、無秩序に乱立することがないように市町村の介護保険事業計画などの実情を踏まえ、事業者に対して指導していきます。

(3) 多様な主体との連携

計画の実現のためには、住み慣れた地域で安心して日常生活を継続することが必要です。

このためには、市町村が中心となりつつ、NPO、民間企業、協同組合、ボランティア、社会福祉法人、居住支援法人等と支援を必要とする方々も含めた多様な主体との協働体制の充実・強化を図ることが重要です。

このため、県として、積極的に多様な主体との連携の場づくりをおこない、最新の情報共有や活動の支援を行っていきます。

2 計画の推進に関係する会議等

(1) 大分県住宅リフォーム推進協議会

県民が自らの持ち家を長年にわたって良好な状態で維持し、高齢期においても高齢者が住み慣れた住宅で安心して住み続けることができるよう、県、市、工務店などの組合や建築関係団体などで構成する「大分県住宅リフォーム推進協議会」において、リフォームに関する相談や情報を提供するなど、安心してリフォームを行うことができる環境を整備します。

(2) 「大分県居住支援協議会」

本計画の総合的かつ計画的な推進を目的として、県内における高齢者等の住宅確保要配慮者が民間賃貸住宅に円滑に入居できるような居住支援を積極的に推進していくための場として、県と不動産関係団体や居住支援団体等により構成する「大分県居住支援協議会」および同協議会の

「高齢者部会」を活用し、高齢者等の住まいに係る住宅セーフティネットの構築に対応していきます。

(3) 「市町村居住支援協議会」

地域の実情に沿って本計画を推進するために、市町村ごとに多様な主体で構成する「市町村居住支援協議会」の設立を促進し、高齢者等の住まいと暮らしの支援の充実を図っていきます。